

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方に関する報告書

資料編

目次

1	第1回委員会資料	1
2	第2回委員会資料	77
3	第3回委員会資料	106
4	第4回委員会資料	160
5	第5回委員会資料	198

1 第1回委員会資料

次第	2
資料1 委員会委員名簿	3
資料2 委員会運営に関する確認事項について	4
資料3 伊勢崎市公共施設等総合管理計画（概要版）	8
資料4 伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画	9
資料5 伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画	36
資料6 伊勢崎市保健施設個別施設計画	55
資料7 検討対象施設一覧・視察施設位置図	69
資料8 市民アンケート（案）	71
資料9 市民アンケート（案）についての意見	76

第 1 回伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設の あり方検討委員会 次 第

日時 令和 3 年 5 月 2 0 日 (木)

午後 1 時 0 0 分から

場所 伊勢崎市役所東館 3 階 災害対策室

1. 開 会

2. 委嘱状交付式

3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

5. 委員長・副委員長の互選

6. 議 事

(1) 委員会運営に関する確認事項について 【資料 2】

(2) 施設の視察について 【資料 3 ～ 資料 7】

(3) 市民アンケート（案）について 【資料 8、資料 9】

7. その他

8. 閉 会

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	役職	備考
1	堤 洋樹	前橋工科大学 准教授		第1号委員 学識経験を有する者
2	島田 昇	上武大学 准教授		
3	小林 法男	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会 会長		第2号委員 公共の団体を代表する者
4	秋山 麻紀	まきばプロジェクト 代表		第3号委員 地域づくりをおこなう市民団体を代表する者
5	塩生 恵美子	伊勢崎市健康推進員協議会 会長		第4号委員 関係団体を代表する者
6	正木 文治	伊勢崎市小中学校 校長会 体育・保健体育顧問		
7	久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会 会長		

委員会運営に関する確認事項について

はじめに

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置を進めていくことが求められています。

本市においても、過去に整備された施設の老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。また、更新に係る費用と投入できる予算には大きな差があることが判明しており、この差をどのように圧縮していくかが課題となっています。

この解決に向けて、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、このなかで伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新に係る費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設ごとの具体的な検討までは踏み込んでおらず、施設ごとの具体的な整備については、各施設の所管課において今後の具体的な対応方針をまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的とした「個別施設計画」を策定しました。

当委員会は、スポーツ施設（市民プール、あずまウォーターランド、境プール）、高齢福祉施設（ふくしプラザ、ふれあいセンター、老人いこいの家、みやまセンター、境社会福祉センター）、保健施設（健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センター）について、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を踏まえつつ、新たに市民の皆様から対象施設のあり方に関する事項について広く意見を求めることを目的に設置されました。

1 会議時間について

原則として、1回の会議について、概ね2時間程度とする。

2 会議情報の公表について

(1) 会議の公開及び会議記録の公表

原則として会議を非公開とし、非公開情報を除いて議事録を公表する。

(2) 委員名簿の公表

委員名簿は、公表するものとする。なお、名簿の所属欄には、委員の団体名等を記載し、さらに、役職欄には、委員会の役職名（委員長、副委員長）を記載する。

(3) 会議の周知方法

会議の開催予定については、日程、場所、非公開などの情報を市ホームページで周知を図る。

(4) 会議記録の公表方法

議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、委員長による確認の後、市ホームページで公表する。会議資料は、原則として非公表とする。

3 委員会の役割等について

(1) 設置目的

公共施設を通じた行政サービスの維持及び向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営を行っていくため、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設のあり方に関する

事項について意見を求めることを目的として、伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会を設置する。

(伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会設置要綱第1条)

(2) 所掌事務

委員会の所掌事務は、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設のあり方について検討し、その意見を市長に報告することとする。

(伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会設置要綱第3条)

(3) 進め方

① 公平な議事運営

議事は、各委員から様々な意見をいただきながら進める。このため、委員長は委員の発言が偏らないよう、公平な議事運営に努める。

4 委員会の日程について

下記の日程で進めていくこととする。

	内 容
第1回 5月20日(木) 午後1時～ 場所 東館3階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付式 ・ 市長あいさつ ・ 自己紹介 ・ 委員長・副委員長の互選 ・ 会議運営に関する確認事項について ・ 施設の視察について ・ 市民アンケート(案)について 5月24日(月)～6月30日(水)実施予定
第2回 6月10日(木) 午後1時～ 場所 東館5階 第4会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の現況と課題について(保健施設) ・ 市民アンケートの経過報告 ・ 保健施設のあり方に関する事務局案の提示及び協議 (委員会としての素案決定)
第3回 7月15日(木) 午後1時～ 場所 東館5階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケートの結果報告 ・ パブリックコメント手続の経過報告(保健施設) 6月14日(月)～7月13日(日)実施予定 ・ 保健施設のあり方について委員会としての意見の集約、決定 ・ スポーツ施設・高齢福祉施設のあり方に関する事務局案の提示及び協議(委員会としての素案決定)
第4回 未定	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント手続の経過報告(スポーツ施設・高齢福祉施設) 7月19日(月)～8月18日(水)実施予定 ・ スポーツ施設・高齢福祉施設のあり方について委員会としての意見の集約、決定
第5回 未定	

5 その他運営上の取り扱いについて

上記のほか、運営上の確認事項が生じた場合は、委員長が会議に諮って決定する。

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 公共施設を通じた行政サービスの維持及び向上のための最適な施設配置や効率的な管理運営を行うっていくため、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設のあり方に関する事項について意見を求めることを目的として、伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 伊勢崎市民プール、伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プールをいう。
- (2) 高齢福祉施設 伊勢崎市ふくしプラザ、伊勢崎市ふれあいセンター、伊勢崎市老人いこいの家、伊勢崎市みやまセンター及び伊勢崎市境社会福祉センターをいう。
- (3) 保健施設 伊勢崎市健康管理センター、伊勢崎市赤堀保健福祉センター、伊勢崎市あずま保健センター及び伊勢崎市境保健センターをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、スポーツ施設、高齢福祉施設及び保健施設のあり方について検討し、その意見を市長に報告することとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体を代表する者 1人以内
- (3) 地域づくりを行う市民団体を代表する者 1人以内
- (4) 関係団体を代表する者 3人以内

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めたときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

○伊勢崎市市民参加条例（抜粋）

（審議会、協議会や委員会）

第8条 審議会、協議会や委員会は、専門的、技術的な判断が必要なことについて広く意見を聴き、様々な角度から検討する必要があるときに設置します。

- 2 審議会、協議会や委員会の委員を選ぶときは、委員の一部を市民から公募するよう努めます。
- 3 審議会、協議会や委員会の委員を選ぶときは、男女比率、年齢構成など総合的に判断します。
- 4 審議会、協議会や委員会は、原則として公開します。

○伊勢崎市市民参加条例施行規則（抜粋）

（審議会等の会議の公開）

第10条 条例第8条第4項の規定による審議会等の会議の公開は、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表して行うものとする。

（審議会等の会議の傍聴）

第11条 審議会等の会議を公開するに当たっては、会場の大きさ等を考慮のうえ、その都度傍聴人の定員を定めるものとする。

- 2 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、審議会等傍聴人受付簿（様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。
- 3 審議会等の会議を傍聴しようとする者が定員を超えたときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。
- 4 傍聴人は、すべて審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 私語、雑談、拍手等をしたり、又は議事に批判を加え、若しくは賛否を表明すること。
 - (2) みだりに傍聴席を離れること。
 - (3) 携帯電話を使用すること。
 - (4) 写真、映像等を撮影し、又は録音すること。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を受けた者については、この限りでない。
 - (5) その他審議会等の会議の妨害となる動作をすること。
- 6 審議会等の長は、傍聴人が前項に規定する事項に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退場を命じることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、審議会等の長が審議会等に諮ってその都度定める。

（審議会等の会議の記録の作成及び公表）

第12条 審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした審議会等の会議の記録（様式第3号）を作成するものとする。ただし、様式については、会議の種類に応じて変更できるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数
- (3) 会議の議題
- (4) 会議資料の内容
- (5) 会議における議事の経過及び発言の要旨
- (6) その他必要な事項

2 公開された審議会等の会議にあつては、作成された会議の記録を公表するものとする。

（非公開とするもの）

第19条 条例第14条の規定により非公開とする場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令又は条例の規定により公開しないとされている場合
- (2) 伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれている場合
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- (4) その他正当な理由があると認められる場合

1 計画の目的等

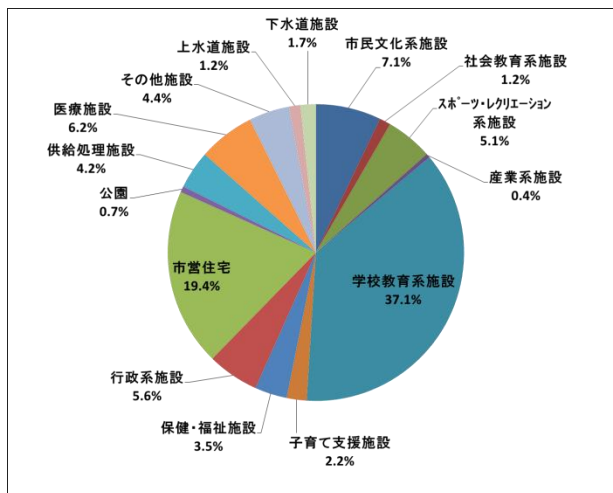
目的	将来負担の軽減と安全で持続的な市民サービスの確保・提供の実現に向け、公共施設等の全体を把握するとともに、長期的な視点から総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本指針とします。
対象	市が所有する全ての公共施設等であり、市が管理する建物のほか、道路、橋りょう、上下水道なども含まれます。
期間	平成28年度から平成57年度までの30年間とします。

2 現状と課題

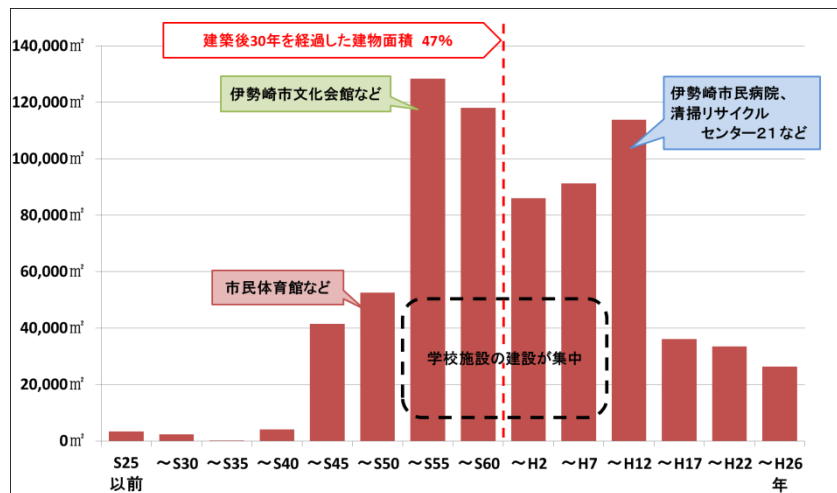
【現状】

市が所有するすべての建物の面積は74万㎡です。学校教育系施設と市営住宅で全体の半分以上になります。また、建築後の経過年数では、大規模改修が必要となる目安の30年を経過した建物が全体の47%を占めています。

用途別整備状況(延床面積比率)



整備時期別施設面積

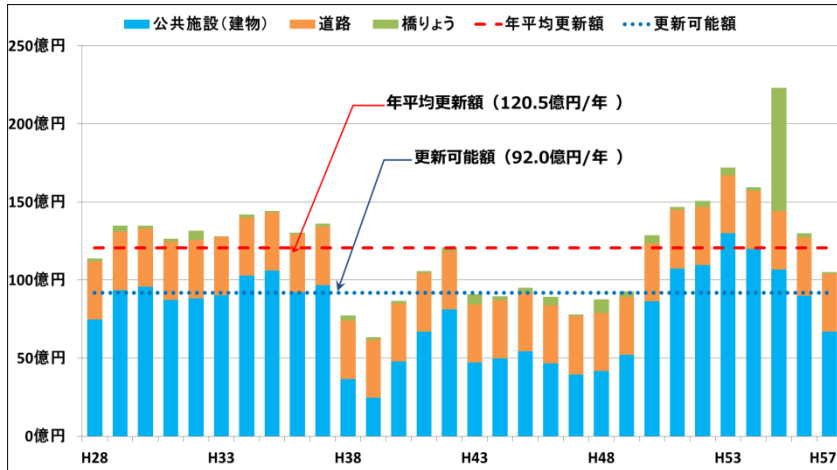


【今後の更新費】

今後の財政見込みから、普通会計ベースにおいて、公共施設(建物)*、道路、橋りょうの更新に投入できる金額は年平均92.0億円と想定されます。一方、それらの公共施設等の維持・更新に必要な費用は、総務省の試算ソフトによると、年平均120.5億円になることから年平均28.5億円の不足が生じると見込まれています。

*公共施設(建物): 普通会計分の建物が対象となります

公共施設等の将来更新費

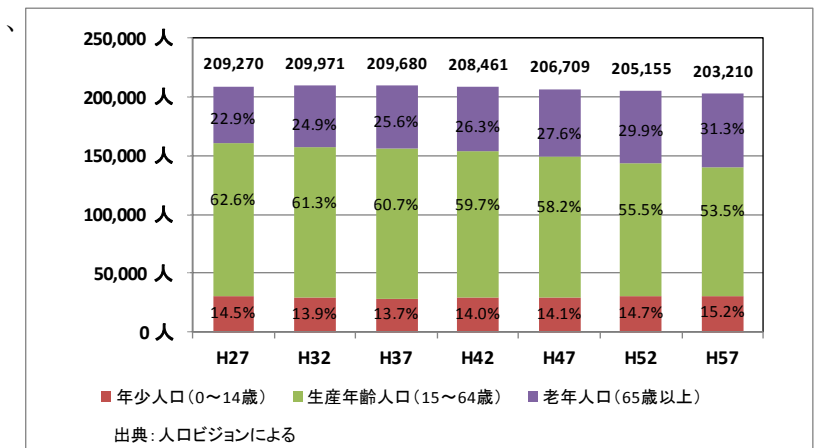


【人口動向】

本市の人口は、伊勢崎市人口ビジョンによると、30年後もほぼ同規模と見込まれています。



将来人口推計



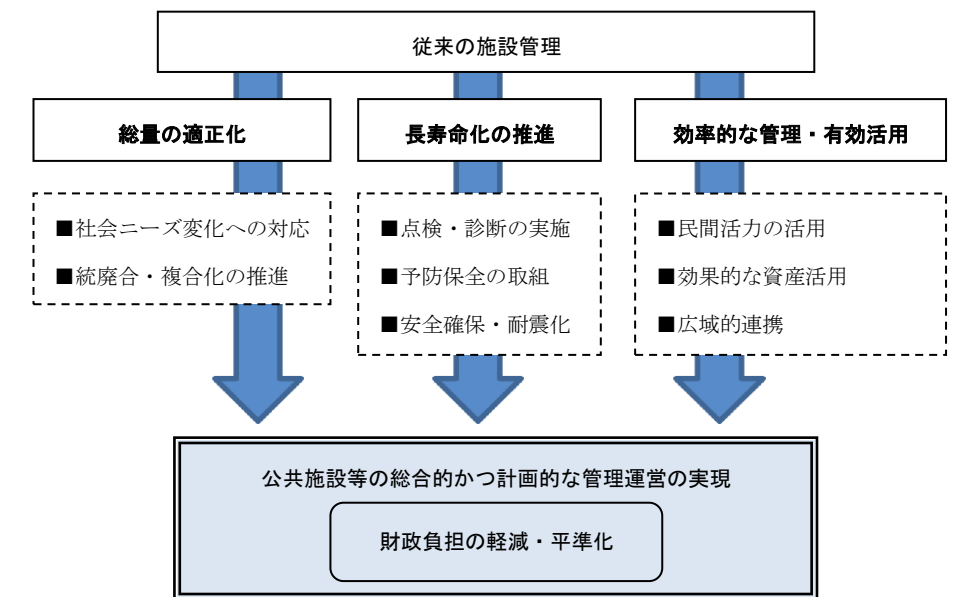
【課題】(※人口動向の影響はないものとしています)

建物の老朽化	今後10年においては大規模改修と建替の両方が集中、20年後からは建替が集中	⇒ 総合的かつ計画的な管理運営の実現へ
更新費の不足	更新費縮減策の検討が必要	⇒ 更新費縮減策の実施へ

3 今後の方針

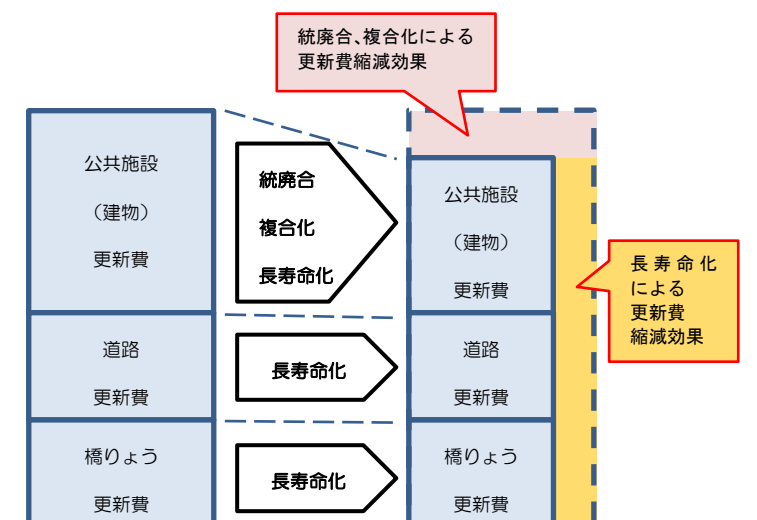
【取組の体系】

「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を図り、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」に取り組めます。



【更新費の縮減】

長期的に安定した公共施設等の管理運営を実現するため、統廃合・複合化、長寿命化などを進め、更新費の縮減を図ります。



伊勢崎市スポーツ振興課所管施設 個別施設計画

令和 2 年 2 月

伊勢崎市

目次

第1章 計画策定の目的

第2章 計画期間、対象施設

第3章 現状と課題

第4章 対策の優先順位の考え方

第5章 個別施設の現状と方針

4. プール

第6章 今後の対応方針

第1章 計画策定の目的

本市では、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備しており、スポーツ施設においてもその大半を同時期にかけて設置してきました。しかし、集中的に整備された施設も建築後30年以上を経過し、多くの施設で老朽化の問題に直面しています。こうした問題は多くの地方公共団体も抱えており、既存の公共施設等が集中的な更新時期を控えるなかで膨大な財政負担が想定されます。

本市では将来負担の軽減と安全で持続的な市民サービスの確保・提供の実現に向け、公共施設等の全体を把握するとともに、長期的な視点から総合的かつ計画的な管理を推進していくために、平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定しました。伊勢崎市が所有する建物、道路、橋梁、上下水道といった公共施設等の状況や、更新にかかる費用の推計を記載し、「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「効率的な管理・有効活用」を図り、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」に取り組むという基本方針を示しました。こうした方針の中で、施設毎の具体的な整備については、別途各個別施設計画に委ねられることになっています。

こうした経緯を受け、伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画ではスポーツ振興課が所管するスポーツ施設それぞれについて、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的とします。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとるため、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和2年度（策定翌年度）から令和6年度（5年間）
- ② 中期：令和7年度から令和11年度（5年間）
- ③ 長期：令和12年度から令和27年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、スポーツ振興課が所管する本市のスポーツ施設、全54施設とします。

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有するスポーツ振興課所管施設は、平成30年度末時点において、旧伊勢崎地区12施設、赤堀地区13施設、東地区13施設、境地区16施設の計54施設となっています。配置については、旧伊勢崎地区は華蔵寺周辺に、赤堀地区、東地区、境地区は各地区に点在して配置されており、市内南西部にはスポーツ振興課所管施設は配置されていません。施設の多くは昭和50年代から昭和60年代にかけて整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した施設は30施設となります。

また100万人を超える年間利用のあるスポーツ施設ですが、施設によって利用実績に偏りがあり、効果的に機能している施設と運営の見直しを検討すべき施設があります。

2 課題

緊迫した本市の財政状況や時代による競技需要の変化に伴い、供給過多であると考えられる施設や費用対効果の低い施設については、施設廃止や類似施設との統合や他施設との複合化を検討し、財政負担の縮減を行うことが必要となります。今後も存続を継続する施設については、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を図ります。

管理棟などの代表建物をもつ施設は54施設中22施設であり、うち14施設は建設後30年を経過する施設となっています。この中で大規模改修を実施している施設は、伊勢崎市民体育館（平成25年度）、伊勢崎市第二市民体育館（平成23年度）、伊勢崎市あずま体育館（平成25年度）、伊勢崎市陸上競技場（平成30年度）の4施設のみとなります。建物の大規模改修を実施していない10施設については、今後も運営を継続していくのであれば長寿命化を図るための改修を実施していかなくてはなりません。また、代表建物をもたない施設やグラウンド、設備についても老朽化の進行が目立つものがあり、よりよい市民サービスの提供のため適宜改修等を実施することが求められます。

スポーツ振興課所管施設一覧

	No.	地区	施設名	建物数	設備数	代表建物の有無	代表建物建築年度
体育館	1	北	伊勢崎市市民体育館	2	0	有	昭和 54 年度
	2	北	伊勢崎第二市民体育館	1	1	有	昭和 47 年度
	3	赤堀	伊勢崎市赤堀体育館	1	0	有	昭和 55 年度
	4	東	伊勢崎市あずま体育館	2	0	有	昭和 54 年度
	5	境	伊勢崎市境体育館	2	0	有	昭和 51 年度
武道館	6	赤堀	伊勢崎市赤堀剣道場	1	0	有	昭和 47 年度
	7	境	伊勢崎市境武道館	1	0	有	平成元年度
野球場 ソフトボール場	8	北	伊勢崎市野球場	2	6	有	昭和 56 年度
	9	東	伊勢崎市あずまスタジアム	1	6	有	平成 6 年度
	10	東	伊勢崎市あずまサブスタジアム	2	2	有	平成 7 年度
	11	赤堀	伊勢崎市赤堀中央運動場野球場	1	5	無	
	12	境	伊勢崎市境いよく野球場	0	4	無	
	13	赤堀	伊勢崎市赤堀西部スポーツ公園野球場	1	4	無	
	14	境	伊勢崎市境上武公園野球場	0	3	無	
	15	北	伊勢崎市ソフトボール場	1	4	有	昭和 56 年度
	16	北	伊勢崎市第二グラウンド	0	3	無	
プール	17	北	伊勢崎市民プール	1	8	有	昭和 46 年度
	18	東	伊勢崎市あずまウォーターランド	1	6	有	平成 10 年度
	19	境	伊勢崎市境プール	3	4	有	昭和 57 年度
陸上競技場	20	北	伊勢崎市陸上競技場	3	5	有	昭和 43 年度
テニス場	21	北	伊勢崎市庭球場	3	3	有	昭和 59 年度
	22	赤堀	伊勢崎市赤堀中央運動場テニスコート	0	3	無	
	23	赤堀	伊勢崎市あかぼり運動公園テニス場	1	4	有	平成 14 年度
	24	赤堀	伊勢崎市赤堀西部スポーツ公園テニスコート	0	2	無	
	25	東	伊勢崎市あずま総合運動公園テニスコート	0	4	無	
	26	境	伊勢崎市境いよくテニス場	0	3	無	
	27	境	伊勢崎市境上武公園テニス場	0	2	無	

施設分類	No.	地区	施設名	建物数	設備数	代表建物の有無	代表建物の建築年度
弓道場	28	北	伊勢崎市弓道場	2	1	有	昭和46年度
	29	東	伊勢崎市あずま弓道場	2	1	有	平成6年度
	30	境	伊勢崎市境弓道場	2	0	有	平成8年度
サッカー場	31	東	伊勢崎市あずまサッカースタジアム	1	4	有	平成8年度
グラウンドゴルフ場	32	赤堀	伊勢崎市赤堀グラウンドゴルフ場	1	2	無	
	33	東	伊勢崎市つつみ公園グラウンドゴルフ場	1	3	無	
	34	東	伊勢崎市西小保方沼公園グラウンドゴルフ場	2	4	無	
ターゲットバードゴルフ場	35	境	伊勢崎市境広瀬川緑地第1グラウンドゴルフ場	0	1	無	
	36	境	伊勢崎市境広瀬川緑地第2グラウンドゴルフ場	0	1	無	
	37	境	伊勢崎市境広瀬川緑地ターゲットバードゴルフ場	0	1	無	
ゲートボール場	38	赤堀	伊勢崎市赤堀西部スポーツ公園ゲートボール場	0	2	無	
	39	東	伊勢崎市あずまゲートボール場	0	2	無	
ラグビー場	40	境	伊勢崎市境島村ラグビー場	0	1	無	
	41	境	伊勢崎市ラグビー場	0	1	無	
相撲場	42	北	伊勢崎市相撲場	0	1	無	
多目的運動場	43	北	伊勢崎市補助競技場	1	3	無	
	44	宮郷	伊勢崎市つなとりスポーツ広場	0	3	無	
	45	赤堀	伊勢崎市赤堀コミュニティ広場	2	4	無	
	46	赤堀	伊勢崎市赤堀香林運動公園	1	3	無	
	47	赤堀	伊勢崎市赤堀西部スポーツ公園多目的広場	0	3	無	
	48	赤堀	伊勢崎市あかぼり運動公園野球技場	0	4	無	
	49	東	伊勢崎市あずま総合運動場	2	3	無	
	50	東	伊勢崎市三室西公園運動場	2	3	無	
	51	境	伊勢崎市境総合運動場	2	3	有	平成元年度
	52	境	伊勢崎市利根川河川境運動場	0	1	無	
	53	境	伊勢崎市境矢ノ原公園運動場	0	2	無	
スケートボード場	54	あずま	伊勢崎市三室西公園スケートボード場	0	3	無	

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、①施設評価（施設そのものの重要性）、②建物・設備の重要性（施設を存続させるうえでの建物・設備の重要性）、③老朽化度（建築後の年数から判断する建物・設備の老朽化度）、をそれぞれA～Cに分類をし、この分類に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

建物や設備の建替や改修の際には、まず施設評価を基本とすることとし、具体的には施設評価がAの施設は建物・設備の重要性が高く、老朽化の進行しているものから優先的に対策を講じます。また、施設評価がBの施設は建物・設備の重要性・老朽化度を考慮のうえ他の施設との統合や複合化を含めて対策を検討します。施設評価がCの施設は基本的に廃止を前提としたうえで、対策を検討していきます。

それぞれの判断基準は下記のとおりとします。

①施設評価

- A…設置の目的や用途、利用状況、コストの状況等により、各競技や地域の拠点となり、運営の必要性が高いと判断できるスポーツ施設
- B…設置の目的や用途、利用状況、コストの状況等により、各競技や地域の需要を考慮し、運営の必要性について検討していくべきスポーツ施設
- C…設置の目的や用途、利用状況、コストの状況等により、各競技や地域の需要が少なく、運営の必要性が低いと判断できるスポーツ施設

②建物・設備の重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要があるもの
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要があるもの
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではないもの

③老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、15年未満の建物・設備
- B…建築後または大規模改修後、15年以上30年未満の建物・設備
- C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物・設備

第5章 個別施設の現状と方針

1 個別施設の現状と利用状況

この章では“1. 現状”としてスポーツ振興課所管施設について、施設ごとの現状や利用人数・収入額を示します。

具体的には施設の概要・施設評価の記載、施設に含まれる建物・設備ごとの建築年度や、劣化状況等を含む現状の記載をしており、利用状況及び収入額についてはグラフで表記をしています。建物・設備については第4章の②・③で示した重要性、老朽化度についても記載します。状況及び収入額の表については、それぞれの施設の平成25年度から平成29年度まで対象とし示しています。

2 施設方針、対策内容、実施時期、対策費用

“2. 方針”として、第4章での内容を踏まえたうえで施設方針を定め、今後の建物・設備の対策内容や実施時期、及び対策費用について示します。

まず、施設方針については下記の維持・統合・廃止のいずれかとすることとし、スポーツ振興課が所管する全54施設ごとに方針を定めていきます。

施設方針の内容

	方針
維持	今後も現在同様に運営を必要とする施設。
統合	利用状況やコスト、建物・設備の老朽化度を踏まえたうえで、需要に対して過大であることや、管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約を行う施設。他の施設に統合される場合、当該施設は原則として廃止となる。
廃止	利用状況やコスト、建物・設備の老朽化度を踏まえたうえで、今後運営を必要としない施設。

次に、建物・設備の対策内容については下記の5つとします。

建物・設備の対策内容

	対策内容
建替	方針が維持・統合である施設において、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建替の必要がある場合に採用する。(建物が対象)
大規模改修	方針が維持・統合である施設において、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、大規模改修の必要がある場合に採用する。(主に建物が対象)
改修 (部分改修・整備)	方針が維持・統合である施設において、建物・設備の劣化等の状態を踏まえたうえで、部分的な改修・整備の必要がある場合に採用する。(建物・設備が対象)
撤去新設	方針が維持・統合である施設において、設備の劣化等の状態を踏まえたうえで、一度設備の撤去を行い、再度新設する必要がある場合に採用する。(設備が対象)
統合	方針が統合である施設において、建物・設備を機能集約する場合に採用する。また、施設方針が維持である施設において、主に倉庫やトイレ等の建物を本館等の建物に機能集約する場合に採用する。(建物・設備が対象)
休止	方針が維持である施設において、今後の運営方針について検討するために休止を必要とする場合に採用する。(建物・設備が対象)
取壊	方針が廃止、または維持・統合であるものの利用状況や劣化等の状態を踏まえたうえで、建物・設備が不要である場合に採用する。 施設廃止後のグラウンド整地も取壊に含む。(建物・設備が対象)

※大規模改修を実施した施設については大規模改修後 30 年を目安として建替工事を実施することとします。

※大規模改修・建替の際にはユニバーサルデザイン・バリアフリーを織り込むこととします。

※点検・診断および修繕は適宜実施します。

※各種対策費用については下記により試算することとします。

建物大規模改修・建替については、

大規模改修 200,000 円/㎡

建 替 360,000 円/㎡ 総務省の公共施設等更新費試算の単価より

建物改修については、

改 修 100,000 円/㎡

建物取壊については、

木 造 7,040 円/㎡

コンクリートブロック造 14,780 円/㎡

鉄筋コンクリート造 17,980 円/㎡ 「国土交通省 平成 31 年度 新営予算単価」より

設備改修については、

照 明 灯 2,500,000 円/1 本

防球ネット 1,000,000 円/1 区間 (ネット 1 枚分)

フ ェ ン ス 30,000 円/m

設備取壊については、

照 明 灯 200,000 円/1 本

防球ネット 200,000 円/1 区間 (ネット 1 枚分)

フ ェ ン ス 5,000 円/m

対策によっては上記単価によらず業者見積金額を記入しています。

その他の対策については業者見積や類似案件の実績等から試算します。

なお、表中の構造について、RC 造は鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造を表しています。

プール

17	伊勢崎市民プール	評価 A 方針 維持	…P62
18	伊勢崎市あずまウォーターランド	評価 A 方針 維持	…P66
19	伊勢崎市境プール	評価 B 方針 維持	…P70

17 伊勢崎市民プール

1. 現状

伊勢崎市民プールは日本水泳連盟の公認を受けている 25、50m プールを有する屋外プールです。夏季のみ営業を行うプールであり、スタンドには 2,000 人を超える観客を収容できます。夏場の賑わいの拠点となる施設であるため施設評価は A としますが、設備の老朽化が著しく、早急に対策を講じなければならない施設です。

(1) 管理棟・スタンド

管理棟・スタンドは RC 造 2 階建て管理棟内は事務室、受付、更衣室などが設けられています。大きな改修工事等は実施しておらず、老朽化が顕著に進行している施設となります。代表建物として市民プールの運営に必要な建物であるため、重要性は A とします。

(2) 50m プール

50m プールは日本水泳連盟の公認を受けた規格で 9 レーン確保できる設備になります。市内唯一の公認 50m プールであり、重要性は A とします。地下水によるプール底面の隆起が著しい現状です。

(3) 25m プール

25m プールも 50m プール同様に日本水泳連盟の公認を受けた 7 コースとれる設備になり、重要性は A とします。地下水による隆起が確認されており、損傷の激しい設備となります。

(4) 流水プール

流水プールはウォータースライダープールを一周围むように流れています。需要の高い設備であり、重要性は A とします。

(5) 幼児用プール

2 連の滑り台（幼児用スライダー）がある浅いプールになります。プール槽部分がアルミ製のためところどころに錆が確認でき、今後腐食が進む可能性も想定しています。主に子どもからの需要のある設備であり、重要性は B とします。

(6) スライダープール

ウォータースライダーの着水場所として設置されているプールになります。老朽化度や需要から重要性は C とします。

(7) ループスライダー・ストレートスライダー

ループスライダーは 2 連あるウォータースライダーのうちループする軌道のスライダー、ストレートスライダーは直線軌道のスライダーになります。コースを固定する鉄骨の錆、腐食が著しく老朽化が非常に進んでいるなど劣化が目立ちます。老朽化度や需要から重要性は C とします。

(8) 幼児用スライダー

幼児用スライダーは幼児用プールの中央に設置された2連の小型スライダーになります。スライダー部分にも幼児用プールと同じく錆が発生しており、劣化が見受けられます。老朽化度や需要から重要性はCとします。

(9) フェンス

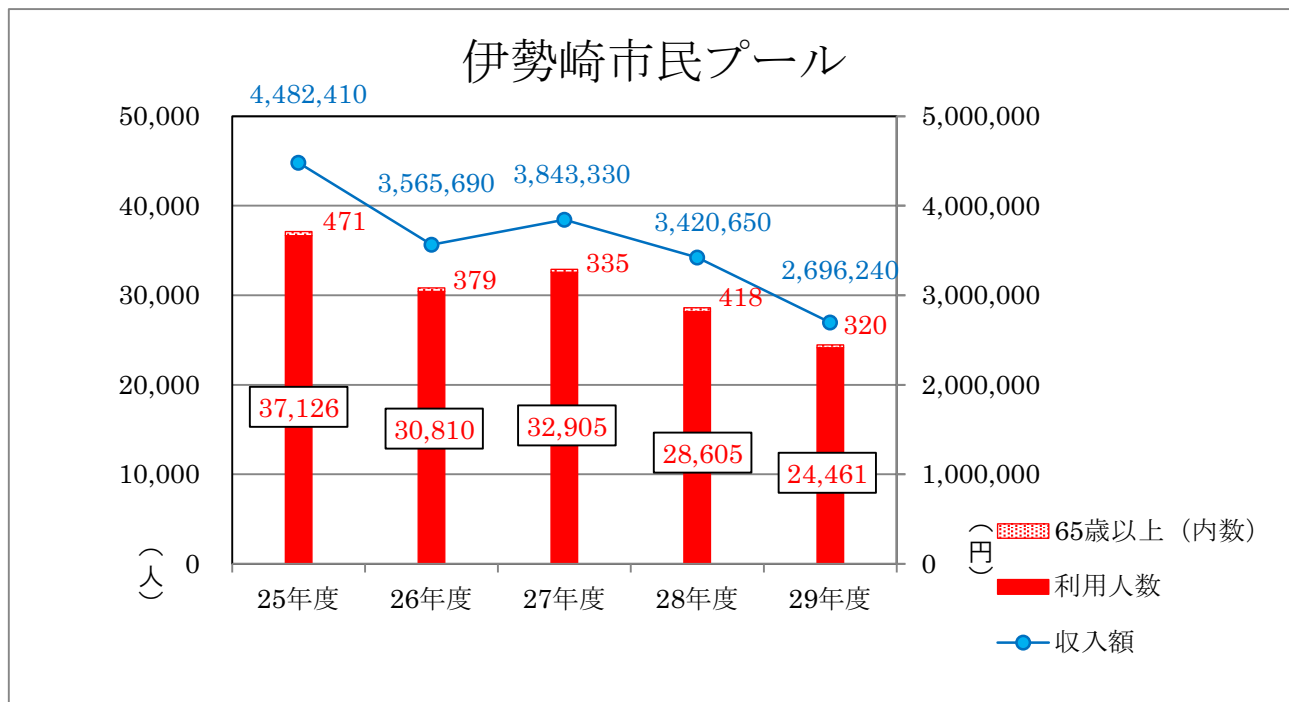
防風ネットとの併用で目隠しとしての機能を果たしているフェンスであり、安全性及び防犯の観点から必要な設備です。重要性はAにします。

施設名称	伊勢崎市民プール				
①施設評価	A				
設置目的・機能	伊勢崎市都市公園条例に基づき、スポーツ及びレクリエーションの振興を図る目的として設置。				
運営形態	指定管理				
コスト	26,493,191円 (平成29年度 指定管理費・自家用電気工作物管理費)				
建物・設備名称	(1) 管理棟 スタンド	(2) 50m プール	(3) 25m プール	(4) 流水プール	(5) 幼児用プール
②重要性	A	A	A	A	B
③老朽化度	C	C	C	C	C
構造	RC造	コンクリート造	コンクリート造	コンクリート造	コンクリート造
延床面積	1,242㎡	—	—	—	—
建築年度	昭和46年度	昭和46年度	昭和46年度	昭和56年度	昭和56年度
経過年数	47年	47年	47年	37年	37年
法定耐用年数	47年	30年	30年	30年	30年
大規模改修	無	無	無	無	無
図面の有無	有	有	有	有	有
劣化・損傷	有	有	有	有	有
建物・設備名称	(6) スライダー プール	(7) ループスライダー ストレートスライダー	(8) 幼児用 スライダー	(9) フェンス	
②重要性	C	C	C	A	
③老朽化度	C	C	C	C	
構造	コンクリート造	S造	S造	金属	
延床面積	—	—	—	—	
建築年度	昭和56年度	昭和56年度	昭和56年度	昭和46年度	
経過年数	37年	37年	37年	47年	



法定耐用年数	30年	10年	10年	10年
大規模改修	無	無	無	無
図面の有無	有	有	有	有
劣化・損傷	有	有	有	有

利用状況及び収入額



2. 方針

施設名	伊勢崎市民プール			施設方針【維持】	
	対策内容・実施時期			対策後の延床面積 (m ²)	対策費用 (千円)
建物・設備名称	R2～R6 (短期)	R7～R11 (中期)	R12～R27 (長期)		
(1) 管理棟・スタンド	休止				
(2) 50m プール	休止				
(3) 25m プール	休止				
(4) 流水プール	休止				
(5) 幼児用プール	休止				
(6) スライダープール	休止				
(7) ループスライダー ストレートスライダー	休止				
(8) 幼児用スライダー	休止				
(9) フェンス	休止				

市民プールは特に老朽化が目立ち、現状のまま施設運営を行うには安全性に問題がある施設となります。短期に一時運営を休止し、今後の施設存続について検討することとします。

18 伊勢崎市あずまウォーターランド

1. 現状

伊勢崎市あずまウォーターランドは、通年利用できる屋内温水プール、夏季のみの屋外プールのほか、2階には各種マシンで運動できるトレーニング室からなる施設となっています。年間利用者は7万人前後で推移しており、うち、約3割は65歳以上の方が利用しています。施設評価はAとします。

(1) 管理棟

管理事務室や、トレーニング室など、代表建物としてあずまウォーターランドの運営に必要な建物であるため、重要性はAとします。平成29年度に空調設備の改修工事を行い、年間を通じて快適に利用できるようになっていました。空調以外の設備等については部分的に老朽化が進行している箇所もあります。

(2) 25m プール（屋内）

あずまウォーターランドの主力設備であり、温水プールとしての主役設備でもあることから、重要性はAとします。

(3) 幼児用プール（屋内）

幼児にも水に親んでもらえるよう設置されている設備で、重要性はAとします。

(4) 着水プール（屋内）

ウォータースライダーから着水するためのプールとなり、重要性はAとします。

(5) 屋外プール（屋外）

夏季期間、オープンしている屋外プールとなり、夏場の涼を求めて来場される方が多く、一定数の需要があることから重要性はAとします。

(6) ウォータースライダー

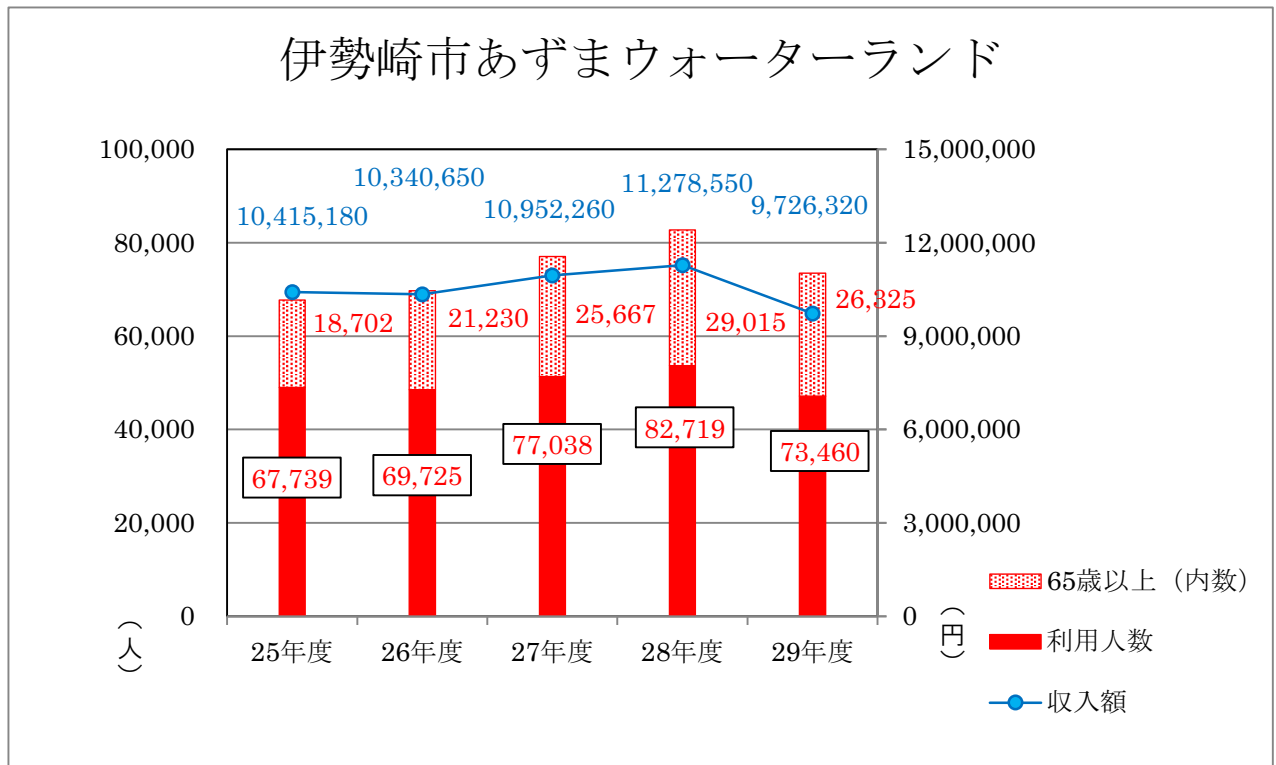
子供達が楽しんで利用する設備であり、市内では年間を通して利用できる唯一のスライダーのため、重要性はAとします。毎年定期点検を実施しており、現在は目立った外傷は見受けられません。

(7) フェンス

隣接農地等との境界のためのフェンスであり、重要性はAとします。

施設名称	伊勢崎市あずまウォーターランド				
①施設評価	A				
設置目的・機能	伊勢崎市体育施設条例に基づき、スポーツ及びレクリエーションの振興を図る目的として設置。				
運営形態	指定管理				
コスト	60,992,681 円 (平成 29 年度 指定管理費)				
建物・設備名称	(1) 管理棟	(2) 25m プール	(3) 幼児用プール	(4) 着水プール	
②重要性	A	A	A	A	
③老朽化度	B	B	B	B	
構造	RC 造+SRC 造	コンクリート造	コンクリート造	コンクリート造	
延床面積	2,256 m ²	—	—	—	
建築年度	平成 10 年度	平成 10 年度	平成 10 年度	平成 10 年度	
経過年数	20 年	20 年	20 年	20 年	
法定耐用年数	47 年	30 年	30 年	30 年	
大規模改修	無	無	無	無	
図面の有無	有	有	有	有	
劣化・損傷	有	無	無	無	
建物・設備名称	(5) 屋外プール		(6) ウォータースライダー	(7) フェンス	
②重要性	A		A	A	
③老朽化度	B		B	B	
構造	コンクリート造		S 造	金属	
延床面積	—		—	—	
建築年度	平成 10 年度		平成 10 年度	平成 10 年度	
経過年数	20 年		20 年	20 年	
法定耐用年数	30 年		10 年	10 年	
大規模改修	無		無	無	
図面の有無	有		有	有	
劣化・損傷	無		無	無	

利用状況及び収入額



2. 方針

施設名	伊勢崎市あずまウォーターランド			施設方針【維持】	
建物・設備名称	対策内容・実施時期			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
	R2～R6 (短期)	R7～R11 (中期)	R12～R27 (長期)		
(1) 管理棟	改修		大規模改修	2,256	519,200
(2) 25m プール			改修	—	200,000
(3) 幼児用プール			改修	—	
(4) 着水プール			改修	—	
(5) 屋外プール			改修	—	
(6) ウォータースライダー			改修	—	
(7) フェンス				—	

(1) 管理棟

令和元年度に屋根改修工事を実施しており、今後しばらくは軽微な修繕にて運営を継続していきます。長期を目安として大規模改修を実施します。

(2・3・4・5) 25m プール・幼児用プール・着水プール・屋外プール

プール槽内にクラック等の劣化が見受けられるため、軽微なものについては随時修繕対応していき、長期を目安として長寿命化のための改修工事を実施します。

(6) ウォータースライダー

管理棟・プール改修にあわせて長期を目安として改修工事を実施します。

19 伊勢崎市境プール

1. 現状

境プールは市外及び県外からの利用者も多く、ここ数年の利用者数は1万6千～7千人程度で横ばいの状況です。施設全体で老朽化が目立つことや、市内にプールが3か所あることから施設評価はBとします。

(1) 管理棟

事務室・更衣室・シャワー室・トイレがあり、事務室ではプール全体の管理や利用者の監視などを行うスタッフの待機場所になっています。代表建物として境プールの運営に必要な建物であるため、重要性はAとします。

(2) 屋外トイレ

プールサイドに設置されている屋外トイレになります。管理棟内にもトイレが設置していますが、利用者数の多さから必要なものであり、重要性はAとします。

(3) 流水プール

全長180mの流水プールとなります。需要の高い設備であるため重要性はAとします。

(4) 幼児用プール

水深の浅い幼児向けのプールになります。子供の利用も多数あるため重要性はAとします。

(5) ウォータースライダー

高さ7.55m、直線型のスライダーとなります。需要の高い設備であるため重要性はAとします。

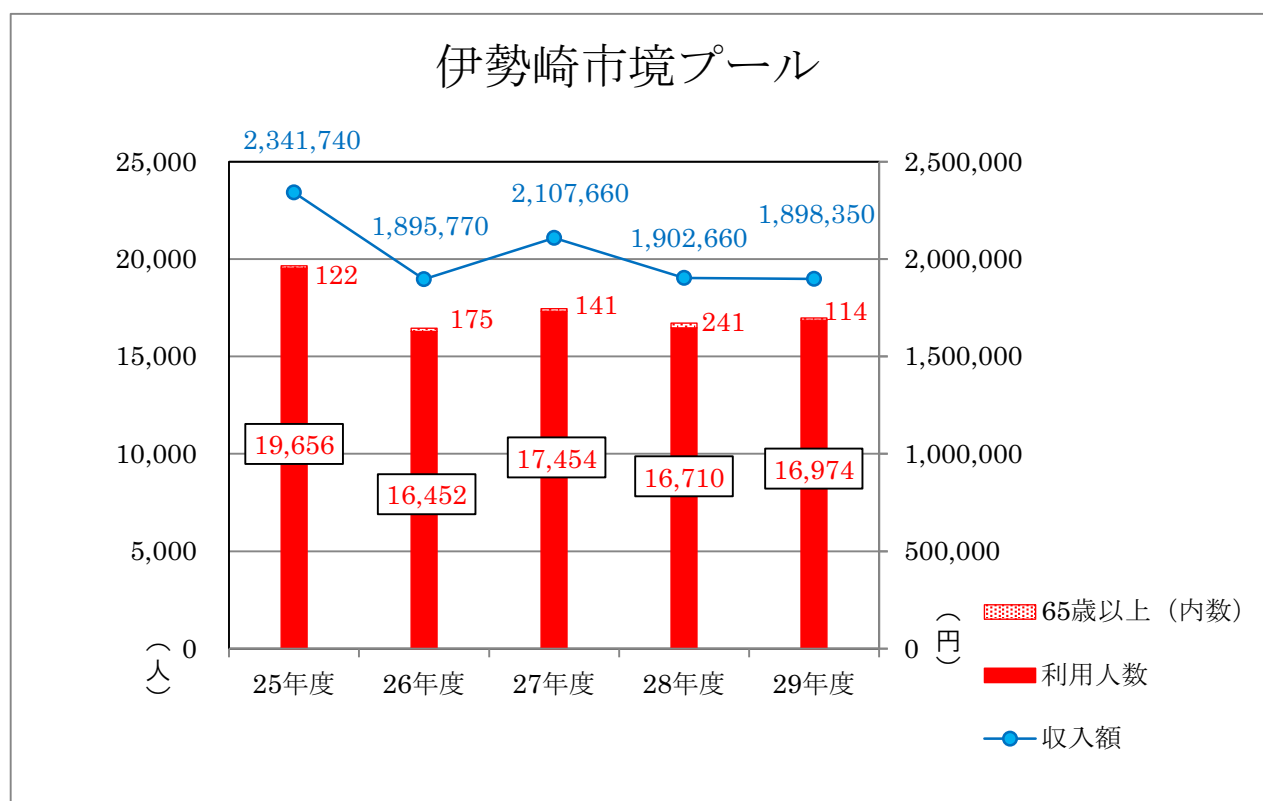
(6) フェンス

プールを取り囲むフェンスは安全及び防犯の観点から必要な設備であり、重要性はAとします。

(7) 倉庫

カヌーを収納している倉庫になります。利便性向上のために必要なものであり、重要性はBとします。

施設名称	伊勢崎市境プール				
①施設評価	B				
設置目的・機能	伊勢崎市体育施設条例に基づき、スポーツ及びレクリエーションの振興を図る目的として設置。				
運営形態	指定管理				
コスト	20,118,867 円 (平成 29 年度 指定管理費・植木管理費)				
建物・設備名称	(1) 管理棟	(2) 屋外トイレ	(3) 流水プール	(4) 幼児用プール	
②重要性	A	A	A	A	
③老朽化度	C	C	C	C	
構造	RC 造	S 造	コンクリート造	コンクリート造	
延床面積	291 m ²	24.5 m ²	—	—	
建築年度	昭和 57 年度	昭和 57 年度	昭和 57 年度	昭和 57 年度	
経過年数	36 年	36 年	36 年	36 年	
法定耐用年数	47 年	31 年	30 年	30 年	
大規模改修	無	無	無	無	
図面の有無	有	有	有	有	
劣化・損傷	無	無	無	無	
建物・設備名称	(5) ウォータースライダー	(6) フェンス	(7) 倉庫		
	—				
②重要性	A	A	B		
③老朽化度	C	C	B		
構造	S 造	金属	S 造		
延床面積	—	—	39.74 m ²		
建築年度	昭和 57 年度	昭和 57 年度	平成 15 年度		
経過年数	36 年	36 年	15 年		
法定耐用年数	10 年	10 年	31 年		
大規模改修	無	無	無		
図面の有無	有	有	有		
劣化・損傷	無	無	無		



2. 方針

施設名	伊勢崎市境プール			施設方針【維持】	
	対策内容・実施時期			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
建物・設備名称	R2～R6 (短期)	R7～R11 (中期)	R12～R27 (長期)		
(1) 管理棟		改修		291	29,100
(2) 屋外トイレ		改修		24.5	2,400
(3) 流水プール				—	
(4) 幼児用プール				—	
(5) ウォータースライダー				—	
(6) フェンス				—	
(7) 倉庫				39.74	

(1) 管理棟

法定耐用年数を迎える中期を目安として改修工事を実施します。

(2) 屋外トイレ

管理棟改修にあわせて改修工事を実施します。

第6章 今後の対応方針

第1章で述べたように「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むこととします。また、建替、大規模改修の際には新工法などを積極的に取り組み、工事費の縮減を図るとともに、運営継続にあたり民間活力の積極的な導入も検討していくこととします。

そのうえで、少子高齢化を迎え、日々変化する本市のスポーツ環境に対応し、スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）の理念の実現と伊勢崎市スポーツ推進計画に基づき市民が自発的にスポーツ活動へ参加することのできる安心かつ安全なスポーツ環境を持続的に提供するため着実な取り組みを実施していきます。

なお、本計画に基づく個々の施設の方向性については、本市における現時点での基本的な方針を示したものです。対策を実施する際には、この方針をふまえ、具体的な方法等は関係者等と検討・調整を行い、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

スポーツ振興課所管施設個別施設計画
令和2年2月策定

本計画策定課
健康推進部スポーツ振興課
電話：0270-27-2747（ダイヤルイン）

プール



名称	設備		一般開放
	25mプール	観覧席	
ナガイスイミングスクール伊勢崎	7レーン	なし	なし
スイミングアカデミー伊勢崎	5レーン	なし	なし
スウィン伊勢崎スイミングスクール	6レーン	なし	なし
ホリデスポーツクラブ	5レーン	なし	なし

伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画

令和2年12月

伊 勢 崎 市

目次

第1章 計画策定の目的

第2章 計画期間及び対象施設

1 計画期間

2 対象施設

第3章 現状と課題

1 現状

2 課題

第4章 対策の優先順位の考え方

第5章 個別施設の状態

第6章 対策内容

1 対策内容

2 対策内容のまとめ

第7章 今後の対応方針

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに際し、人口減少と高齢化の進行も相まって財政状況が非常に厳しい状況から、長期的な視点で財政負担の軽減や平準化を図るために、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後、更新費用が増加することが予想されます。こうしたなか、本市では平成28年8月に策定した「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」において、市が所有する施設の状況や更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示しておりますが、施設毎の具体的な整備については、個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうち高齢政策課の所管する高齢福祉施設について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に、各施設の今後のあり方について個別施設計画を策定したものです。

第2章 計画期間及び対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和2年度から令和27年度までの26年間とし、以下の計画期間に区分します。

- (1) 短期：令和2年度～令和6年度（5年間）
- (2) 中期：令和7年度～令和11年度（5年間）
- (3) 長期：令和12年度～令和27年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有し、高齢政策課の所管する高齢福祉施設のうち、物置と、ふれあいセンター別館（令和2年3月末閉館）を除いた建物を対象とします。

対象施設一覧

番号	地区	施設名称	延床面積 (㎡)	運営形態	建築年度	経過 年数
①	南	ふくしプラザ	4,479.71	指定管理	平成4年度	27
②	殖蓮	高齢者活動センター	325.76	直営	平成25年度	6
③	名和	ふれあいセンター本館	1,186.50	指定管理	平成8年度	23
④	赤堀	プリティータウンの丘磯沼荘	699.62	指定管理	平成4年度	27
⑤		老人いこいの家(便所含む)	499.62	指定管理	昭和54年度	40
⑥	東	みやまセンター	1,199.03	指定管理	平成3年度	28
⑦		高齢者生きがいセンター	321.55	指定管理	平成12年度	19
⑧		境地域福祉センター	1,586.00	指定管理	平成4年度	27
⑨	境	境社会福祉センター	1,014.31	指定管理	昭和54年度	40
⑩		福祉交流館しまむら	122.97	直営	平成16年度	15

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有し、高齢政策課が所管する高齢福祉施設は、令和元年度末において10施設で、総延床面積は12,493.77㎡となっています。このうち本計画で対象とする施設は、物置と、ふれあいセンター別館を除いた11,435.07㎡です。

また、建築後の経過年数をみると、本計画で対象とする施設のうち最も古い老人いこいの家、境社会福祉センターについては、建築後40年が経過し、老朽化が顕著にみられます。さらに25年を経過した建物にいたっては6施設が該当し、建物や機械設備の修繕等については、年々増加傾向にあります。

なお、施設の配置については、中心市街地近郊のほか、赤堀地区、東地区及び境地区に配置されており、市全域に概ねバランスよく配置されています。

2 課題

老朽化の進んでいる施設で大規模改修の実績がないものについては、効率的な改修を行うことで、更新費の縮減を図る必要があります。

また、老朽化が進み、重要性の低い施設については、取壊しや建替えを検討し、建替えの際には、民間活力の活用を視野に入れた効率的な運営を図る必要があります。

さらに建物の劣化状況を踏まえ、現在の施設が需要に対して過大な場合や運営を継続する必要がない場合は、統合等で機能を集約したり、用途変更により、施設管理の効率化を図る必要があります。

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、建物ごとの「状態」を表す重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

重要性については、以下の項目により総合的に判断します。

- ・設置の目的や用途
- ・建物の状況
- ・利用状況
- ・コストの状況

老朽化度については、経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物

B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物

C…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続の必要性が低い建物

老朽化度

A…建築後または大規模改修後、15年未満の建物

B…建築後または大規模改修後、15年以上30年未満の建物

C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は、現状維持のための大規模改修や、建替え等の対策を講じ、施設の運営を継続していきます。また、重要性がBの建物は、老朽化度を考慮のうえ、他施設との統合や取壊しを含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態

本章では、個別施設の状況を示したうえで、第4章に基づいて、施設ごとの状態（重要性、老朽化度）を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用状況は平成28年度～平成30年度の実績を示しています。また、コストとは年間の必要経費を基に利用者数で割り、利用者一人あたりの経費を算出しています。

① ふくしプラザ

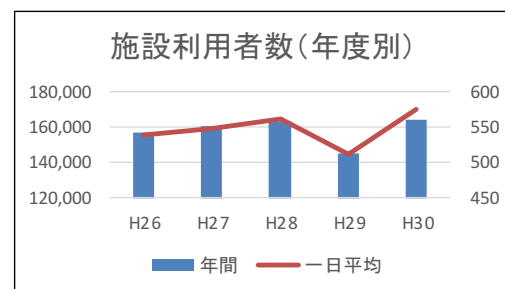
本施設は、指定管理による貸館及び入浴施設です。高齢者の健康相談等様々な自主事業に加え、障害者団体等と連携したイベントを行っており利用者が多い状況です。施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要があることから、重要性はAとなります。また、経過年数が27年のため、老朽化度はBとなります。

施設名称	ふくしプラザ		
設置目的・機能	伊勢崎市ふくしプラザ条例に基づき、高齢者及び障害者の健康の増進及び生涯学習の振興を図り、もって高齢者等の社会参加を促進し、市民福祉の向上に寄与することを目的として設置		
運営形態	指定管理		
構造	鉄筋コンクリート造5階建		
建築年度	平成4年度		
経過年数	27年		
法定耐用年数	47年		
利用状況 (年間利用者数)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	163,359人	145,069人	164,519人
コスト	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	778円/人	858円/人	793円/人
大規模改修	平成21年度 外壁改修		
劣化・損傷	外壁に亀裂がみられる。		
重要性	A		
老朽化度	B		

施設利用状況

ふくしプラザ (人)

	H26	H27	H28	H29	H30
年間	156,653	160,402	163,359	145,069	164,519
一日平均	540	549	561	513	575



③ ふれあいセンター

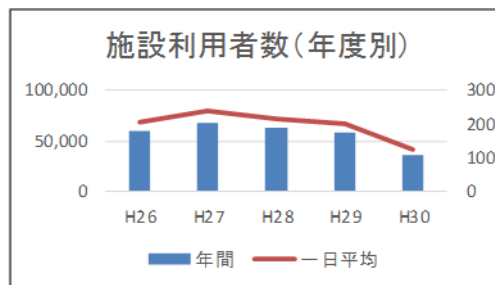
本施設の本館は、指定管理による入浴施設です。平成30年度に浴槽の改修を行っており、今後も更なる集客が見込まれる施設です。施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要があることから、重要性はAとなります。また、経過年数が23年のため、老朽化度はBとなります。

施設名称	ふれあいセンター		
設置目的・機能	伊勢崎市ふれあいセンター条例に基づき、高齢者の心身の健康の保持を図るとともに、市民に憩いの場を与え、世代間の交流を促進し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的として設置		
運営形態	指定管理		
建物名称	本館		
構造	鉄筋コンクリート造平家建		
建築年度	平成8年度		
経過年数	23年		
法定耐用年数	47年		
利用状況(本館) 年間利用者数	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	62,385人	58,542人	36,382人
コスト (別館含む)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	919円/人	960円/人	1,577円/人
大規模改修	平成30年度 浴室改修		
劣化・損傷	外壁に亀裂がみられる。		
重要性	A		
老朽化度	B		

施設利用状況

ふれあいセンター(本館)

	(人)				
	H26	H27	H28	H29	H30
年間	60,179	68,037	62,385	58,542	36,382
一日平均	206	240	214	203	126



⑤ 老人いこいの家

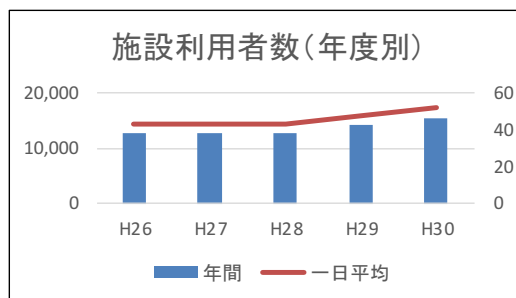
本施設は、指定管理による入浴施設です。一定程度の利用者があるものの、建物には劣化がみられる状況です。施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物であることから、重要性はBとなります。また、経過年数が法定耐用年数を6年超過した40年のため、老朽化度はCとなります。

施設名称	老人いこいの家		
設置目的・機能	伊勢崎市老人いこいの家条例に基づき、老後の健康保持増進と教養の向上を図ることを目的として設置		
運営形態	指定管理		
構造	鉄骨造平家建て（便所は、コンクリートブロック）		
建築年度	昭和54年度		
経過年数	40年		
法定耐用年数	34年		
利用状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	12,787人	14,196人	15,446人
コスト	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	840円/人	777円/人	728円/人
大規模改修	無		
劣化・損傷	全体的に劣化がみられる。		
重要性	B		
老朽化度	C		

施設利用状況

老人いこいの家

	(人)				
	H26	H27	H28	H29	H30
年間	12,925	12,837	12,787	14,196	15,446
一日平均	43	43	43	48	52



⑥ みやまセンター

本施設は、指定管理による入浴施設及び在宅介護サービスの充実を図るための通所介護事業施設です。各種自主事業を実施しているため利用者が多い状況です。施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要があることから、重要性はAとなります。また、経過年数が28年のため、老朽化度はBとなります。

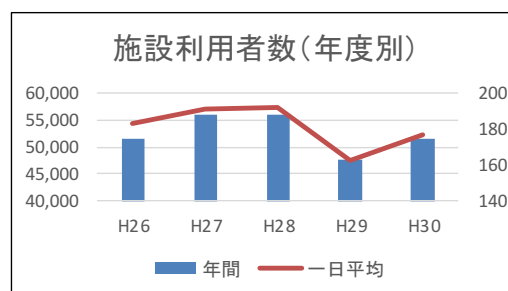
施設名称	みやまセンター		
設置目的・機能	伊勢崎市みやまセンター条例に基づき、市民の文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として設置		
運営形態	指定管理		
構造	鉄筋コンクリート造平家建		
建築年度	平成3年度		
経過年数	28年		
法定耐用年数	47年		
利用状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	55,971人	47,641人	51,435人
コスト	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	479円/人	649円/人	534円/人
大規模改修	無		
劣化・損傷	外壁に亀裂がみられる。		
重要性	A		
老朽化度	B		

施設利用状況

みやまセンター

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30
年間	51,709	56,052	55,971	47,641	51,435
一日平均	183	191	192	163	177



⑨ 境社会福祉センター

本施設は、指定管理による入浴施設です。利用者が比較的多いものの建物には劣化が見られる状況です。施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物であることから、重要性はBとなります。経過年数が40年のため、老朽化度はCとなります。

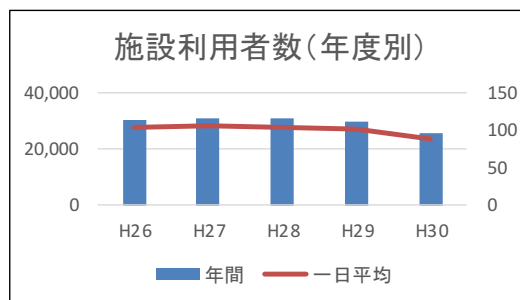
施設名称	境社会福祉センター		
設置目的・機能	伊勢崎市境社会福祉センター条例に基づき、市民の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的として設置		
運営形態	指定管理		
構造	鉄筋コンクリート造平家建		
建築年度	昭和54年		
経過年数	40年		
法定耐用年数	47年		
利用状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	30,822人	29,877人	25,570人
コスト	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	735円/人	698円/人	884円/人
大規模改修	無		
劣化・損傷	外壁に亀裂がみられる。		
重要性	B		
老朽化度	C		

施設利用状況

境社会福祉センター

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30
年間	30,586	31,339	30,822	29,877	25,570
一日平均	104	107	105	102	88



第6章 対策内容

本章では、第5章を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容として、実施時期及び対策費用について施設ごとに示します。なお、対策内容の考え方については次のとおりとします。

対策内容	考え方
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建替えの必要がある場合に採用します。
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、大規模改修の必要がある場合に採用します。 大規模改修後の使用目標年数は令和28年度以降に設定します。
統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。 他の施設に統合される場合、当該建物は原則として取壊しとなります。
用途変更	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物を他の施設区分の用に利用することができる場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。
部分修繕	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、更新費の縮減を図るため、効果的な改修を行う必要がある場合に採用します。

1 対策内容

① ふくしプラザ

本施設は、利用者が多いことを踏まえ、建築後47年を迎える令和12年度～令和27年度の間と同規模の延床面積で、建替えを実施します。建替えの際は、現在施設を利用している高齢者、障害者の他に子育て世代も利用可能で、世代間交流のできる施設を検討します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H4	4,479.71	A	B	部分修繕		建替え	4,400.00㎡	2,389,508

② 高齢者活動センター

本施設は、比較的新しい施設であり、老朽化が進んでいないため、高齢者の就業を支援することを目的とするシルバー人材センターへの使用許可を継続し、令和12年度～令和27年度に大規模改修を実施します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H25	325.76	A	A			大規模改修	325.76㎡	71,668

③ ふれあいセンター

本施設は、利用者が多いことを踏まえ、建築後30年を迎える令和7年度～令和11年度に大規模改修を実施し、長寿命化を図り、今後の利用ニーズを踏まえて施設を充実させていきます。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H8	1,186.50	A	B	部分修繕	大規模改修		1,186.50㎡	318,181

④ プリティータウンの丘磯沼荘

本施設は、今後も公営事業として、事業を継続する必要性は薄れていると考えられることから、令和11年度を目途に通所介護事業の運営を検討します。さらに、翌年の令和12年度～令和27年度に大規模改修を実施して、貸館へ用途変更します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H4	699.62	B	B	部分修繕		大規模改修 用途変更	699.62	166,501

⑤ 老人いこいの家

本施設は、建築後40年が経過し、老朽化が進んでいます。令和2年度～令和6年度に大規模改修を実施し、当分の間、現状を維持します。存続や廃止等の方針については、施設の劣化及び利用状況を勘案した上で、検討します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
S54	499.62	B	C	大規模改修			499.62㎡	25,957

⑥ みやまセンター

本施設は、利用者が多いことを踏まえ、建築後40年までは現状維持し、法定耐用年数を踏まえて、令和12年度～令和27年度までに高齢者生きがいセンターと統合し、機能を充実させた施設として建替えを実施します。その際には通所介護事業の運営についても併せて検討します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H3	1,199.03	A	B	部分修繕		建替え	1,500.00㎡	631,795

⑦ 高齢者生きがいセンター

本施設は、利用状況を踏まえ、建築後30年までは現状維持し、法定耐用年数を踏まえて令和12年度～令和27年度までに取壊し、みやまセンターに統合します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H12	321.55	B	B	部分修繕		統合	0.00㎡	7,364

⑧ 境地域福祉センター

本施設は、利用状況を踏まえ、建築後30年までは現状維持し、令和7年度～令和11年度に大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H4	1,586	A	B	部分修繕	大規模改修		1,586.00㎡	376,912

⑨ 境社会福祉センター

本施設は、建築後40年が経過し、老朽化が進んでいます。令和7年度～令和11年度に大規模改修を実施し、当分の間、現状を維持します。存続や廃止等の方針については、施設の劣化及び利用状況を勘案した上で、検討します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
S54	1,014.31	B	C		大規模改修		1,014.31㎡	25,061

⑩ 福祉交流館しまむら

本施設は、利用者が比較的少ないものの、現在は老朽化も進んでいないため、現状維持し、今後の利用ニーズを踏まえて、法定耐用年数を超える令和12年度～令和27年度の間に取り壊します。

建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	R2～R6	R7～R11	R12～R27	対策後の延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
H16	122.97	B	B			取壊し	0.00㎡	953

2 対策内容のまとめ

- (1) 費用については、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」に示されている総務省の公共施設等更新費試算の高齢福祉施設単価（大規模改修20万円/㎡、建替え36万円/㎡）により試算しています。なお、分類は高齢福祉施設ですが、ふくしプラザについては、施設の規模を考慮し、（建替え40万円/㎡）により試算しています。
- (2) 大規模改修単価は、バリアフリー対応等社会的改修費用を含んでいます。
- (3) 建替え単価は、取壊し費用を含んでいます。
- (4) 取壊しみのみの費用は、国土交通省平成31年度新営予算単価（木造7,040円/㎡、鉄筋コンクリート造/17,980円/㎡）により試算しています。
- (5) 対策によっては上記単価によらず業者見積金額を記入しています。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別に具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」第5章3. 管理に関する基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、以下の「更新費縮減の実施項目」に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- 1 大規模改修の際には、機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- 2 建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- 3 建替え、大規模改修にあたっては、ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。
- 4 建替え、大規模改修にあたっては、必要に応じて場所の選定や規模についても再検討します。
- 5 今後の利用状況を踏まえ、重要性が低い建物については、複合化や統廃合に取り組みます。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画
令和2年12月 策定

本計画策定課
長寿社会部高齢政策課
電話：0270-27-2752（ダイヤルイン）

入浴施設

- 伊勢崎市
- 近隣自治体
- 民間



伊勢崎市保健施設個別施設計画

令和 2 年 2 月

伊勢崎市

目次

- 第1章 計画策定の目的
- 第2章 計画期間、対象施設
 - 1 計画期間
 - 2 対象施設
- 第3章 現状と課題
 - 1 保健センターの役割
 - 2 現状
 - 3 課題
- 第4章 対策の優先順位の考え方
- 第5章 個別施設の状態等
- 第6章 対策内容、実施時期、費用
- 第7章 今後の対応方針

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうち保健施設について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」との整合性をとる必要から、令和27年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和2年度から令和6年度（5年間）
- ② 中期：令和7年度から令和11年度（5年間）
- ③ 長期：令和12年度から令和27年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する保健施設（健康づくり課所管施設）のうち、規模の小さな建物（50㎡未満のもの）を除いた健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4施設及び当課所管の西部公園（連取町）内にある健康器具（8基）を本計画の対象とします。

第3章 現状と課題

1 保健施設（保健センター）の役割

保健施設（以下保健センター）は、市民の健康の保持・増進を図る健康づくりの拠点施設です。市民が安心して子どもを生み育て、若年層から高齢期まで生涯を通じて元気に過ごせるように、妊産婦支援、乳幼児の成長発達支援や虐待予防、がんや糖尿病等の生活習慣病予防、自殺対策等に取り組んでおり、今後も継続して進めていく必要があります。

2 現状

本市が所有する保健センターは、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4施設です。平成17年1月に旧伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の1市3町村が合併し新たな伊勢崎市となりましたが、合併後も旧市町村の保健センター運営を継続し、伊勢崎市区、赤堀地区、東地区、境地区に配置されています。総延床面積は、平成30年度末において4,250.16㎡となっています。なお、赤堀保健福祉センター内には、伊勢崎市社会福祉協議会赤堀支所の事務所があり、地域福祉推進事業などを実施しています。

建築後の経過年数をみると、赤堀保健福祉センター以外の3施設が、昭和56年3月から昭和59年8月にかけて整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した施設となっています。総延床面積は2,203.19㎡で4施設全体の51.8%を占めています。

保健センター一覧

	健康管理センター	赤堀保健福祉センター	あずま保健センター	境保健センター
運営形態	直営			
所在地	連取町 1155	西久保町二丁目 123-1	東町 2670-4	境 637
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	2階建	平家建	2階建	2階建
総延床面積	1,052.42㎡	2,046.97㎡	554.04㎡	596.73㎡
建築年月	昭和56年3月	平成14年3月	昭和59年8月	昭和56年3月
建築年数	築38年	築17年	築34年	築38年

また、西部公園（連取町）内にある健康器具については、平成17年度に、全部で9基設置され、損傷が著しい1基は平成30年度に撤去しています。

3 課題

赤堀保健福祉センターを除き、各保健センターは老朽化が進んでおり、手狭なうえエレベーターもなく、妊婦・乳幼児の安全管理に不安を感じる場面があります。また、プライバシーに配慮した個別の相談室がないなど、利用者に不安を与えている現状があります。保健センターは、高齢者や子育て世代の利用が多い施設のため、今後は、施設の改修・更新の際は、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れる必要があります。

また、核家族化により育児の相談相手がいない等の子育て環境に対応するため、令和2年度には子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠中からの総合的支援を実施していきませんが、現状の施設規模では個別化、多様化する住民ニーズに十分な対応が難しい状況です。

市民の健康増進のため設置された西部公園（連取町）内の健康器具については適正な保守点検を行っていますが、度々修繕を行っている状況です。

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、保健センターごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

重要性については、設置の目的や用途、施設の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、15年未満の建物
- B…建築後または大規模改修後、15年以上30年未満の建物
- C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物

施設の改修や建替えの際には、重要性と老朽化度等により総合的に判断し、重要性がBの建物は、老朽化度を考慮し、他との統合や複合化を含めて対策を検討します。また、統合後の施設は基本的に取壊しを前提として、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで保健センターについて、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用者数及びコストは平成29年度の実績となっています。またコストとは利用者一人あたりのコストを指します。

【健康管理センター】

健康管理センターは、利用者数が多く、健康づくりの拠点として多くの事業を実施しています。機能面での運営を継続する必要があるながら、手狭で使いにくさがあり、需要規模に応じた事業の実施が難しいことから建物の重要度はBとなっています。建築後の経過年数は38年のため、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	健康管理センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和56年3月
建築年数	築38年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	耐震性能は高い
主な修繕・改修	H23 空調設備 H26 トイレ設備
利用者数	15,249人
コスト	687円/人 年間の維持管理費 10,483千円 うち年間の駐車場借上費 2,233千円
劣化・損傷	壁にクラックが見られる。 屋根、庇の一部に損傷が見られる。
重要性	B
老朽化度	C

健康管理センターは、老朽化に加え手狭な状態であることから、建替え等の必要性が高く、他の保健センターの機能を健康管理センターに統合することを基本とした整備を進めます。

【赤堀保健福祉センター】

赤堀保健福祉センターは、利用者が多く、健康づくりの拠点として運営を継続する必要があることから、重要性はAとなっています。建築後の経過年数は17年であり老朽化度はBとなっています。

施設名称	赤堀保健福祉センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	平成14年3月
建築年数	築17年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	未実施
主な修繕・改修	H27 空調設備 H27 外壁タイル H28 空調設備
利用者数	9,430人
コスト	1,013円/人 年間の維持管理費9,550千円 うち年間の駐車場借上費621千円
劣化・損傷	外壁のタイルに一部損傷が見られる。
重要性	A
老朽化度	B

【あずま保健センター】

あずま保健センターは、利用者が比較的少なく、事業の見直しの観点から存続の検討が必要であり重要性はBとなっています。建築後の経過年数も34年のため、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	あずま保健センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和59年8月
建築年数	築34年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	未実施

主な修繕・改修	H24 屋上防水 H27 屋上防水 H28 屋上防水
利用者数	5,437人
コスト	572円/人 年間の維持管理費 3,110千円
劣化・損傷	壁にクラックや雨漏りの痕が見られる。
重要性	B
老朽化度	C

あずま保健センターは、老朽化及び手狭な状態であることから、機能を健康管理センターに統合し、将来的には取壊しを検討します。

【境保健センター】

境保健センターは、利用者が比較的少なく、事業の見直しの観点から存続の検討が必要であり重要性はBとなっています。建築後の経過年数は築38年で、施設は古く老朽化度はCとなっています。

施設名称	境保健センター
設置目的	伊勢崎市保健センター設置条例に基づき、市民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置。
運営形態	直営
建築年月	昭和56年3月
建築年数	築38年
法定耐用年数	50年
簡易耐震診断劣化調査	耐震性能が低い、やや耐力の不足する建物
主な修繕・改修	H21 空調設備
利用者数	5,832人
コスト	266円/人 年間の維持管理費 1,549千円 ※警備委託料等については境支所での支払い
劣化・損傷	壁にクラックが見られる。
重要性	B
老朽化度	C

境保健センターは、老朽化及び手狭な状態であることから、機能を健康管理センターに統合し、将来的には取壊しを検討します。

【西部公園（連取町）内の健康器具】

平成17年度に厚生労働省の老人保健推進費補助金を受けた介護予防促進調査事業において、市民が誰でも健康づくりに利用できる健康器具として設置したものです。

当初は9基設置していましたが、その内の1基は度重なる亀裂や損傷により、修繕による安全確保が困難なため、平成30年度に撤去しました。残りの8基については、適正な保守点検を実施し、安全に使用できるように管理しています。

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の施設の対策内容や実施時期及び対策費用について保健センター全体について示します。また、対策内容については以下の考え方を基本としています。

	更新の考え方
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、建替えの必要がある場合に採用します。
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、大規模改修の必要がある場合に採用します。
統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。 他の施設に統合される場合、当該施設は原則として取壊しとなります。
複合化	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、異なる施設区分の施設と機能集約する場合に採用します。 他の施設に複合化される場合、当該施設は原則として取壊しとなります。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、施設の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。

【保健センターの対策内容】

保健センターは、健康づくりの拠点として、市民が安心して子どもを生み育て、生涯を通じて元気に過ごせるように、妊産婦支援、乳幼児の成長発達支援や虐待予防、がんや糖尿病等の生活習慣病予防、自殺対策等を充実強化し、市民の健康づくりに努めなければなりません。

健康管理センター、あずま保健センター及び境保健センターは、老朽化が激しく、妊産婦や乳幼児等の利用が多い施設でありながら、手狭で安全面に不安であり、衛生面でも施設の構造上、十分な配慮ができない状況のため、建替えの必要性が高く、保健センター機能を統合し、社会情勢や住民のニーズに合わせた健康づくりの基幹センターとして整備を進めます。そして、市の限られた財源を有効活用し、長期的・経営的な視点に立った上での更新、維持管理費の削減、将来の財政負担の軽減の観点から、令和2年度～令和6年度の間到他施設との複合化も含めて検討します。

健康管理センター、あずま保健センター及び境保健センターは、統合後、保健施設としての用途は廃止し、将来的には取壊しを検討していきます。

赤堀保健福祉センターは、維持管理を基本とし、長寿命化のための大規模改修による整備を進め、継続して保健サービスを提供していきます。

現在4箇所の保健センターで実施している各種保健事業は、利用者数の推移を考慮しながら見直していきます。建替えの際には、基幹センター及び赤堀保健福祉センターにおいて、それぞれの機能的な連結性の向上を図ります。また、支所等を利用しながら可能な限り地域に密着した形で各種届出や相談業務のための保健師等を配置し、各地区における業務の一部を継続させていくことを検討します。

また、高齢者や子育て世代の利用が多い施設であることから、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

【西部公園（連取町）内の健康器具の対策内容】

現在設置している8基の健康器具は、適正な保守点検を実施し、安全に使用できるように管理していきますが、老朽化により損傷が著しい場合には、経済的有益性を鑑み撤去も検討します。住民ニーズや社会情勢を踏まえ、ウォーキング教室、ウォーキングマップやアプリの活用の周知、他課関連事業との連携等により運動する場や機会の提供を推進していきます。

【保健センターの対策時期及び費用】

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積	対策費用 (千円)
					令和2～6	令和7～11	令和12～27		
(新)保健センター					建替え(3セ ンター統合)			2,000.00	720,000
健康管理センター	昭和55年度	1,052.42	B	C	統合	取壊し		0.00	
赤堀保健福祉センター	平成13年度	2,046.97	A	B			大規模改修	2,046.97	409,394
あずま保健センター	昭和59年度	554.04	B	C	統合	取壊し		0.00	
境保健センター	昭和55年度	596.73	B	C	統合	取壊し		0.00	

※点検及び修繕は適正に実施します。

※費用の試算については、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」に示されている総務省の公共施設等更新費試算の単価（大規模改修は20万円/㎡、建替えは36万円/㎡）による費用を掲載しています。

※大規模改修単価は、バリアフリー対応等社会的改修費用を含んでいます。

※取壊しのみの場合の取壊し費用は計上していません。

※健康器具の修繕等の費用は計上していません。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和27年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別及び地区別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い施設については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。

- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入についても検討するとともに、運営については直営を基本としますが、社会情勢などにより民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市保健施設個別施設計画

令和2年2月策定

本計画策定課

健康推進部健康管理センター

電話：0270-23-6675

保健施設

- 既存施設
- 建設予定地



伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会
検討対象施設一覧

	施設名	住所
スポーツ施設	伊勢崎市民プール	伊勢崎市堤西町 1 1 4 番地
	あずまウォーターランド	伊勢崎市田部井町三丁目 3 4 0 番地
	境プール	伊勢崎市境下武士 8 5 3 番地 3
高齢福祉施設	ふくしプラザ	伊勢崎市中央町 2 6 番 2 2 号
	ふれあいセンター	伊勢崎市柴町 1 5 9 0 番地 1
	老人いこいの家	伊勢崎市赤堀鹿島町 7 4 8 番地
	みやまセンター	伊勢崎市東小保方町 3 2 4 3 番地 2
	境社会福祉センター	伊勢崎市境女塚 2 9 6 番地
保健施設	健康管理センター	伊勢崎市連取町 1 1 5 5 番地
	赤堀保健福祉センター	伊勢崎市西久保町二丁目 1 2 3 番地 1
	あずま保健センター	伊勢崎市東町 2 6 7 0 番地 4
	境保健センター	伊勢崎市境 6 3 7 番地

視察施設位置図



視察ルート

市役所 ～ ①健康管理センター ～ ②新保健センター建設予定地 ～ ③伊勢崎市民プール
 (13:30発) (13:40着 13:55発) (14:00前を通過) (14:10駐車場旋回)

④赤堀保健福祉センター ～ ⑤老人いこいの家 ～ ⑥あずまウォーターランド ～ ⑦みやまセンター
 (14:25着 14:40発) (14:50着 15:05発) (15:20着 15:35発) (15:40着 15:55発)

市役所
 (16:10着)

市営プール・高齢者入浴施設・保健センターのあり方に関する市民アンケート

【アンケートの目的等】

本市では、公共施設を通じた行政サービスの維持、向上のための最適な施設配置や、効率的な管理運営を行っていくため、市営プール、高齢者入浴施設、保健センターの今後のあり方について、外部有識者を交えた委員会において検討しています。

対象施設のあり方を検討するにあたり、広く市民の皆様からの意見を参考にするため、市民アンケートを実施します。

ご回答いただいた意見については、本委員会の参考資料とします。なお、意見を参考にした各施設のあり方に関する素案については、後日、パブリックコメント手続を行う予定です。

【回答方法】

このアンケートは、インターネットでも回答することができます。
インターネットで回答する場合、以下のQRコードまたはURLから回答用ページにアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/Gpfu/16005>

※インターネットで回答する場合、紙の調査票は提出しないでください。



- ご回答は、ボールペンや鉛筆等で、あてはまる所に○印をつけていただくか、回答欄に記入してください。「その他」を選んだ場合は枠の中に内容をお書きください。
- ご回答は、無記名でお願いします。お考えになっていることや、お感じになっていることを、ありのままにご回答ください。
- アンケート用紙は、令和3年6月30日(水)まで(必着)に、直接または郵送・ファクス・メールで企画調整課に提出してください。また、各公民館の回収箱に提出もできます。
※様式は、ホームページからダウンロードもできます。
※郵送封筒(切手要)やアンケート用紙には、ご住所・お名前を記入する必要はありません。
- 本アンケートに関するお問い合わせ等がありましたら、下記までご連絡ください。

【アンケートの宛先】

〒372-8501 (住所不要) 市役所企画調整課

FAX 23-9800 メール kikaku@city.isesaki.lg.jp

お忙しい中、お手数をお掛けいたしますが、アンケートの趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

伊勢崎市企画部企画調整課

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話：0270-27-2707(直通)

FAX：0270-23-9800

e-mail：kikaku@city.isesaki.lg.jp

公共施設の適正化に関する市民アンケート（案）
～施設の長寿命化、統廃合等による適正配置への見直し～

≪公共施設の現状と課題≫

1 〔施設更新のための大きな費用負担〕

公共施設の老朽化が進み、近い将来には一斉に大規模改修や建替えなどの更新が必要となるため、膨大な費用負担が生じます。

公共施設(建物)等の更新に投入できる金額 年平均92.0億円(普通会計ベース)
公共施設(建物)等の維持・更新に必要な金額 年平均120.5億円(総務省の試算ソフト)
⇒年平均28.5億円の不足が生じると見込まれている

2 〔施設利用者の減少と財源不足〕

現在、本市の人口は減少傾向に転じ、今後は公共施設の利用者が減少することが予想されるとともに、施設更新に必要な財源となる税収も減少します。

3 〔市町村合併前の施設の多くが現存〕

平成17年の市町村合併から15年が経過しましたが、旧市町村ごとに保有していた多くの施設がそのまま残っています。

これらの現状と課題を踏まえて、以下のアンケートにお答えください。

【アンケートの設問項目】

I あなたご自身についてお答えください

1 あなたの年齢をお答えください

- ア 20歳未満 イ 20歳代 ウ 30歳代 エ 40歳代
オ 50歳代 カ 60歳代 キ 70歳代 ク 80歳代
ケ 90歳以上

2 あなたの住んでいる地区をお答えください

- ア 北地区 イ 南地区 ウ 殖蓮地区 エ 茂呂地区 オ 三郷地区
カ 宮郷地区 キ 名和地区 ク 豊受地区 ケ 赤堀地区
コ 東地区 サ 境地区 シ 市外

3 〈設問2で「シ 市外」と回答した人〉

このアンケートを回答するにあたり、当てはまるものをお答えください。

- ア 市内に在勤、在学している
イ 市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
ウ 本市に納税義務がある
エ この事案に利害関係がある

Ⅱ 次の公共施設について、あなたの利用状況や利用希望、今後のあり方に対するお考えなどをお答えください

1 保健センター

(1) あなたはこれらの施設を利用したことがありますか(複数回答可)

- ア 健康管理センター イ 赤堀保健福祉センター ウ あずま保健センター
エ 境保健センター オ 利用したことがない(⇒設問(3)へ)

(2) あなたはどのような目的で施設を利用しましたか(複数回答可)

- ア 妊娠届の提出
イ 乳幼児健康診査(4か月、10か月、1歳6か月、2歳3か月、3歳)
ウ 乳幼児相談 エ 特定健康診査(国民健康保険被保険者)
オ がん検診(肺がん(レントゲン)、胃がん、子宮がん、大腸がん等)
カ その他()

(3) 〈設問(1)で「オ 利用したことがない」と回答した人〉

今後、あなたはこれらの施設を利用する予定はありますか

- ア 利用する イ 利用しない(⇒設問(5)へ)

(4) 〈設問(1)で「ア、イ、ウ、エ(利用したことがある)」、設問(3)で「ア 利用する」と回答した人〉

今後、あなたがこれらの施設を利用する場合、どのような交通手段を利用しますか(複数回答可)

- ア 自分の車・バイク イ 家族(知人)の車(送迎含む)
ウ 自転車 エ 公共交通機関(鉄道・路線バス・タクシー)
オ コミュニティバスあおぞら カ 徒歩
キ その他()

(5) 保健センターは各地区(合併前の旧市町村)にあります。建替え等に要する膨大な更新費用や将来の利用者数の減少などを考慮した場合、あなたはこれらの施設を統廃合や複合化により適正配置へ見直しを図ることについて、どのようにお考えですか

- ア 大規模改修や建替えを適切に行い、現在のまま、全ての施設を残して欲しい
イ 利用者が限定的または減少傾向、もしくは、老朽化が進んでいる施設は、廃止や統合により他用途の有効活用を検討すべき
ウ その他(自由記載)

令和3年 5月 日

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方
検討委員会

市民アンケート（案）についての意見

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会
委員長 様

(委員名) _____

具 体 的 な 内 容	
----------------	--

《連絡先》

伊勢崎市企画部企画調整課

TEL 0270-27-2707 (直通)

(担当) 町田・久保田・北爪

2 第2回委員会資料

次第	78
資料1 第1回あり方検討委員会議事録	79
資料2 市民アンケート	84
資料3 保健施設の概要	89
資料4 市民アンケート中間報告	90
資料5 保健施設の行政コスト比較表	92
追加資料1 施設統合に伴う業務機能等の変化	93
追加資料2 保健施設の体制別のメリット・デメリット	94
事務局案 保健施設のあり方に関する意見	95
その他 保健施設周辺地図及び公共施設位置図	100

第2回伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設の あり方検討委員会 次 第

日時 令和3年6月10日(木)
午後1時00分から
場所 Web会議 (Zoom)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 第1回あり方検討委員会議事録等について 【資料1、資料2】

4. 議事

- (1) 伊勢崎市保健施設のあり方について 【資料3～資料5】

5. その他

6. 閉 会

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	第1回伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会
開催日時	令和3年5月20日(木)午後1時～午後4時
開催場所	伊勢崎市役所東館3階災害対策室及び各視察施設
出席者氏名	(委員) 堤委員、島田委員、小林委員、秋山委員、塩生委員、 正木委員、久保田委員 (市) 総務専門委員、企画部長、企画部副部長、企画調整課長、 外7人
傍聴人数	非公開
会議の議題	(1)委員会運営に関する確認事項について (2)施設の視察について (3)市民アンケート(案)について
会議資料の内容	委員会次第 資料1 委員会委員名簿 資料2 委員会運営に関する確認事項 資料3 伊勢崎市公共施設等総合管理計画 概要版 資料4 伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画 資料5 伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画 資料6 伊勢崎市保健施設個別施設計画 資料7 検討対象施設一覧・視察施設位置図 資料8 市民アンケート(案) 資料9 市民アンケート(案)についての意見
会議における議事の経過及び発言の要旨	1 開会 2 委嘱状交付式 (市長から各委員に委嘱状が手渡された。) 3 市長あいさつ 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、それぞれの皆様お仕事があり、また様々な立場で活動しなければならない、そのような大変お忙しい時に、このあり方検討委員会の委員をお受けいただきまして大変ありがとうございます。またコロナ禍ということで、多くの会議もなかなか

かできないところでありますけれども、今回委員会として早急に様々なご議論いただけますようお願いを申し上げたところであります。これからの伊勢崎市の大きな流れを作る大事な委員会だと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

私自身1月に伊勢崎市長の職をいただきました。選挙中から、また県議会議員として活動する中で、これからの公共施設のあり方というものを様々考えてまいりまして、市民の皆様にもそのことを訴えて選挙を戦って来たつもりであります。合併からもう15年を過ぎまして、それぞれの地域をこれからどのように発展をさせていくか、そのような意味でそれぞれの地域が持つ力をこれからもしっかり伸ばしながら、お互い譲るところは譲り合いながら施設のあり方も考えていくということで、地域間の共生ということをお話させていただきました。また子どもたちの施設、働く皆様の施設、高齢者の皆様の施設、こういったそれぞれの世代が使う施設もあります。こういったそれぞれの世代がこれからの伊勢崎市を考える中でどのような市政運営を目指していくのか、世代間の共生という考え方をお願いいたしました。そしてまた障害のある方、高齢者の皆様、女性の皆様、そして伊勢崎市に特に顕著であります、多国籍の外国籍の住民の皆様、こうしたそれぞれの立場、多様な考えを持つ皆様が共生をできるような、SDGsに基づく共生という、この3つの共生を市民の皆様にご訴えてまいりました。これからの施設を考える中でこうしたこれからの50年、100年経っても持続可能な伊勢崎市を考える中で、これからの公共施設というものを考えていかなければならないと思っております。

これまで、伊勢崎市公共施設等総合管理計画、そしてまたそれぞれの施設の個別施設計画を伊勢崎市としてもまとめてありますけれども、これはそれぞれの部局が市の内部で検討して作ってきているものであります。ここへぜひ、第三者の目、それぞれのお立場のあるご意見をしっかりといただきながら、これからの伊勢崎市をある意味で行政としての色がついていない皆様の目を見ていただいて、本当に伊勢崎市に残すべきものまたは変えるべきもの、こういったものをご意見いただければありがたいと思っております。

今回検討していただくものは、あるものについてはもう予算が今年度ついているものもあります。早急に結論を出さなければならないものを、施設として挙げさせていただいております。予算がついているからと言ってこうしなければいけないということではありません。皆様のお考えをしっかりとこちらへ伝えていただけることが何よりも大事でありますし、市民の皆様の声もしっかり聞きながら、こうした施設のこれからのあり方を考えていきたいと思っておりますので、是非お力添えをいただければと思います。この後まだ様々な施設の見直しもしなければならずと思っております。市長が言ったからこ

うするんだとか、庁内でこういう方向でまとめたからこうするんだということではなくて、先ほども申し上げましたけれども、50年、100年経っても持続可能な地方都市伊勢崎が輝けるような、そのような施設を考えていきたいと思っておりますので、本当にお忙しい中ご協力をいただき、そしてまた大変慌ただしい議論をしていただかなければならないこと本当に恐縮でありますけれども、よろしく願いをいたしましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 自己紹介

(各委員が名簿順に自己紹介)

5 委員長・副委員長の互選

(委員より事務局案をとの声あり)

(事務局より案提案)

(委員一同異議なしの声あり)

委員長に堤委員、副委員長に久保田委員が選出された

堤委員長あいさつ

委員長： 改めまして堤です、よろしくお願い致します。今回の施設は、経緯はいろいろお話を伺って結構大変に思っておりますが、逆に言うと、具体的な課題があってそれをどう解決していくかという時にこそ、こういう委員会が必要だと思っております。全般的な一般論で話を進めるとどうしてもよくわからない結論、具体的ににならない結論になってしまうことが多いですが、今回はしっかり具体的な提案までもっていききたいと個人的に思っておりますので、是非皆様のご協力をお願いします。

私が全国いろいろな自治体で話をさせていただく時は、やはり具体的な課題、テーマから施設に展開をしていく、具体的な課題を見つけるためにも、具体的な施設を対象にきちんと検討しますという話をさせていただいておりますので、今回のような委員会に呼ばれることが多いです。是非ご協力をお願いしたいと思っております。

それからもう一つだけお話をさせていただきたいのは、先ほど市長からも世代間の共生というお話がありましたけれども、この委員会いろいろな立場、年齢の方がいらっしゃるということで、どうしても偉い先生ばかりになると同じような世代、年代になってしまう場合が多いのですが、いろいろな視点から是非ご意見いただきたいと思っております。市としての施設は、今回の対象になっている施設だけではありませんので、全体的な視点から絞っていくという作業もさせていただきたいですし、繰り返しになりますが、この施設でいろいろ議論したことは、他の施設でも課題になる可能性が高いということですので、密は最近だめだと言われていますが、密な議論をさせていただきたいと思っております。よろし

くお願いします。

6 議事

(1)委員会運営に関する確認事項について

事務局から資料2に基づき説明を受け、概ね了承された。

(2)施設の視察について

事務局から資料7に基づき説明を受け、概ね了承された。

施設の視察の際に委員より出された質問は次の通り。

【質疑・意見等】

健康管理センター視察

委員長： 保健施設では、高齢者の受け入れ等がありますか。

事務局： 地域包括支援センターがあるので、それほど利用はありません。がん検診の対象者ではあるので、健診のお知らせをして、その事後指導はもちろんしておりますが、どちらかというと地域包括支援センターの方で健康や介護予防の事業を高齢者向けに行っています。

新保健センター建設予定地視察

委員長： 平屋ではないのですか。

事務局： 3階建てくらいにする必要があると考えています。

委員長： 隣の公民館について何か計画はありますか。

事務局： 公民館については、今のところ計画はございません。

伊勢崎市民プール視察

委員長： 境プールについて、個別施設計画でプール自体の老朽化度がCになっていますが、何か予定はありますか。

事務局： Cになっていますが、改修等をしてしながら継続していく形になっています。

委員長： 市民プールと同様の問題は起きていませんか。

事務局： 境プールは点検の結果、同様の問題が起きていないことを確認しています。

赤堀保健福祉センター視察

委員： こちらの授乳室は、男女入れますか。

事務局： 基本的には授乳でご利用していただいております。利用者がいない場合には、男性がミルクをあげていただくこともできます。

老人いこいの家視察

委員長： こちらの施設に職員は何人いますか。

事務局： 6人です。1人が5日勤務で他の5人はローテーションで3日ずつで1日の勤務の人と午後だけ勤務の人など交互に勤務しております。

あずまウォーターランド視察

委員： このプールは正確に25メートルありますか。

事務局： 去年か、一昨年、公認の水泳大会を行っているので25メートルあります。

委員長： こちらの施設に職員は何人いますか。

事務局： 責任者が1人と受付が1、2名、プール監視員が2、3名です。

みやまセンター視察

委員長： いつからデイサービス施設が入っていますか。

事務局： 建設当初からです。

(3)市民アンケート（案）について

事務局から資料8に基づき説明を受け、委員より次のとおり意見が出され、いただいた意見を元に委員長と事務局が修正をすることについて了承された。

【質疑・意見等】

委員： アンケート通知分の文言について、高齢者入浴施設という文言があるが、市営入浴施設のほうが適切だと考えます。

委員： アンケートのタイトルについて「市営プール・市営入浴施設・保健センターのあり方に関する市民アンケート」が適切だと考えます。

7 その他

- ・次回の開催予定

8 閉会

市営プール・市営入浴施設・保健センターの あり方に関する市民アンケート

【アンケートの目的等】

本市では、公共施設を通じた行政サービスの維持、向上のための最適な施設配置や、効率的な管理運営を行っていくため、市営プール、市営入浴施設、保健センターの今後のあり方について、外部有識者を交えた委員会において検討しています。

対象施設のあり方を検討するにあたり、広く市民の皆様からの意見を参考にするため、市民アンケートを実施します。

ご回答いただいた意見については、本委員会の参考資料とします。なお、意見を参考にした各施設のあり方に関する素案については、後日、パブリックコメント手続を行う予定です。

【回答方法】

このアンケートは、インターネットでも回答することができます。
インターネットで回答する場合、以下のQRコードまたはURLから回答用ページにアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/Gpfu/16005>

※インターネットで回答する場合、紙のアンケートは提出しないでください。



- ご回答は、ボールペンや鉛筆等で、あてはまる所に○印をつけていただくか、回答欄に記入してください。「その他」を選んだ場合は枠の中に内容をお書きください。
- ご回答は、無記名でお願いします。お考えになっていることや、お感じになっていることを、ありのままにご回答ください。
- アンケート用紙は、令和3年6月30日(水)まで(必着)に、直接または郵送・ファクス・メールで企画調整課に提出してください。また、各公民館の回収箱に提出もできます。
※様式は、ホームページからダウンロードもできます。
※郵送封筒(切手要)やアンケート用紙には、ご住所・お名前を記入する必要はありません。
- 本アンケートに関するお問い合わせ等がありましたら、下記までご連絡ください。

【アンケートの宛先】

〒372-8501 (住所不要) 市役所企画調整課

FAX 23-9800 メール kikaku@city.isesaki.lg.jp

お忙しい中、お手数をお掛けいたしますが、アンケートの趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

伊勢崎市企画部企画調整課

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話：0270-27-2707 (直通)

FAX：0270-23-9800

e-mail：kikaku@city.isesaki.lg.jp

市営プール・市営入浴施設・保健センターのあり方に関する市民アンケート

I あなたご自身についてお答えください

1 あなたの年齢をお答えください

- ア 20歳未満 イ 20歳代 ウ 30歳代 エ 40歳代
オ 50歳代 カ 60歳代 キ 70歳代 ク 80歳代
ケ 90歳以上

2 あなたの住んでいる地区をお答えください

- ア 北地区 イ 南地区 ウ 殖蓮地区 エ 茂呂地区 オ 三郷地区
カ 宮郷地区 キ 名和地区 ク 豊受地区 ケ 赤堀地区
コ 東地区 サ 境地区 シ 市外

3〈設問2で「シ 市外」と回答した人〉

このアンケートを回答するにあたり、当てはまるものをお答えください。

- ア 市内に在勤、在学している
イ 市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
ウ 本市に納税義務がある
エ この事案に利害関係がある

《公共施設の現状と課題》

1 〔施設更新のための大きな費用負担〕

公共施設の老朽化が進み、近い将来には一斉に大規模改修や建替えなどの更新が必要となるため、膨大な費用負担が生じます。

※平成28年度から令和27年度までの30年間において、年平均28.5億円の不足が生じると見込まれています

2 〔施設利用者の減少と財源不足〕

現在、本市の人口は減少傾向に転じ、今後は公共施設の利用者が減少することが予想されるとともに、施設更新に必要な財源となる税収も減少します。

3 〔市町村合併前の施設の多くが現存〕

平成17年の市町村合併から15年が経過しましたが、旧市町村ごとに保有していた多くの施設がそのまま残っています。

以上のことから、施設の長寿命化や統廃合等による適正配置への見直しを含めて、施設のあり方を検討していく必要があります。

これらの現状と課題を踏まえて、次のアンケートにお答えください。

Ⅱ 次の公共施設について、あなたの利用状況や利用希望、今後のあり方に対するお考えなどをお答えください

1 市営プール

(1) **あなたは、これらの施設を利用したことがありますか(複数回答可)**

- ア 伊勢崎市民プール イ あずまウォーターランド ウ 境プール
- エ 利用したことがない (⇒設問(3)へ)

(2) **あなたはどのような目的で施設を利用しましたか(複数回答可)**

- ア 娯楽・レジャー イ 健康増進 ウ 水泳教室
- エ 水泳協会主催大会 オ 小学校水泳記録会・中学校体育連盟主催水泳大会
- カ その他 ()

(3) **〈設問(1)で「エ 利用したことがない」と回答した人〉**

今後、あなたはこれらの施設を利用する予定はありますか

- ア 利用する イ 利用しない (⇒設問(5)へ)

(4) **〈設問(1)で「ア、イ、ウ(利用したことがある)」または設問(3)で「ア 利用する」と回答した人〉**

今後、あなたがこれらの施設を利用する場合、どのような交通手段を利用しますか(複数回答可)

- ア 自分の車・バイク イ 家族(知人)の車(送迎含む)
- ウ 自転車 エ 公共交通機関(鉄道・路線バス・タクシー)
- オ コミュニティバスあおぞら カ 徒歩
- キ その他 ()

(5) **市営プールは各地区(合併前の旧市町村※赤堀地区を除く)にあります。建替え等に要する膨大な更新費用や将来の利用者数の減少などを考慮した場合、あなたはこれらの施設を統廃合や複合化により適正配置へ見直しを図ることについて、どのようにお考えですか**

- ア 大規模改修や建替えが進まなくても、現在のまま、全ての施設を残して欲しい
- イ 利用料金を徴収、もしくは利用金額が上がっても、大規模改修や建替えを行い、全ての施設を残して欲しい
- ウ 利用者が限定的または減少傾向、もしくは、老朽化が進んでいる施設は、廃止や統合により他用途の有効活用を検討すべき
- エ その他(自由記載)

(※設問(3)で、「イ 利用しない」と回答した人⇒2 市営入浴施設の設問へ)

(6) **〈設問(1)で「ア、イ、ウ(利用したことがある)」または設問(3)で「ア 利用する」と回答した人〉**

あなたが利用している、または、今後利用したいと考えている市営プールが廃止された場合、どのように対応しますか

- ア 自宅から比較的近い、同じ種類の別の市有施設を利用したい
- イ 民間が運営する同じ種類の有料施設を利用したい
- ウ 施設の利用をやめたい
- エ わからない
- オ その他(自由記載)

2 市営入浴施設

(1) あなたはこれらの施設を利用していますか(複数回答可)

- ア ふくしプラザ(中央町) イ ふれあいセンター(柴町)
ウ 老人いきいの家(赤堀鹿島町) エ みやまセンター(東小保方町)
オ 境社会福祉センター(境女塚)
カ 利用していない(⇒設問(4)へ)

(2) あなたはどれくらいの頻度でこの施設を利用していますか

- ア ほぼ毎日 イ 週に数回 ウ 月に数回 エ 年に数回

(3) あなたはどのような目的でこの施設を利用していますか(複数回答可)

- ア 入浴 イ カラオケ ウ おしゃべりによる交流 エ 昼間の居場所
オ その他()

(4)〈設問(1)で「カ 利用していない」と回答した人〉

今後、あなたはこれらの施設を利用する予定はありますか

- ア 利用する イ 利用しない(⇒設問(6)へ)

(5)〈設問(1)で「ア、イ、ウ、エ、オ(利用している)」または設問(4)で「ア 利用する」と回答した人〉

今後、あなたがこれらの施設を利用する場合、どのような交通手段を利用しますか(複数回答可)

- ア 自分の車・バイク イ 家族(知人)の車(送迎含む)
ウ 自転車 エ 公共交通機関(鉄道・路線バス・タクシー)
オ コミュニティバスあおぞら カ 徒歩
キ その他()

(6) 市営入浴施設は各地区(合併前の旧市町村)にあります。建替え等に要する膨大な更新費用や将来の利用者数の減少などを考慮した場合、あなたはこれらの施設を統廃合や複合化により適正配置へ見直しを図ることについて、どのようにお考えですか

- ア 大規模改修や建替えが進まなくても、現在のまま、全ての施設を残して欲しい
イ 利用料金を徴収、もしくは利用金額が上がっても、大規模改修や建替えを行い、全ての施設を残して欲しい
ウ 利用者が限定的または減少傾向、もしくは、老朽化が進んでいる施設は、廃止や統合により他用途の有効活用を検討すべき
エ その他(自由記載)

(※設問(4)で、「イ 利用しない」と回答した人⇒3 保健センターの設問へ)

(7)〈設問(1)で「ア、イ、ウ、エ、オ(利用している)」または設問(4)で「ア 利用する」と回答した人〉

あなたが利用している、または、今後利用したいと考えている市営入浴施設が廃止された場合、どのように対応しますか

- ア 自宅から比較的近い、同じ種類の別の市有施設を利用したい
イ 民間が運営する同じ種類の有料施設を利用したい
ウ 施設の利用をやめたい
エ わからない
オ その他(自由記載)
-

保健施設の概要

	健康管理 センター	赤堀保健福祉 センター	あずま保健 センター	境保健 センター
所在地	連取町1155	西久保町二丁目 123-1	東町2670-4	境637
構造・階数	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平家建て	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
総延床面積	1,052.42㎡	2,046.97㎡	554.04㎡	596.73㎡
建築年月 ()は令和3年 6月現在	昭和56年3月 (築40年)	平成14年3月 (築19年)	昭和59年8月 (築36年)	昭和56年3月 (築40年)
利用者数 (平成29～ 令和元年度)	H29 15,249人 H30 15,080人 R1 14,870人	H29 9,430人 H30 10,866人 R1 10,537人	H29 5,437人 H30 5,343人 R1 3,677人	H29 5,832人 H30 5,520人 R1 3,127人
維持管理費 (平成29～ 令和元年度)	H29 10,422千円 H30 10,678千円 R1 11,537千円	H29 9,550千円 H30 9,831千円 R1 10,530千円	H29 3,110千円 H30 3,040千円 R1 3,194千円	H29 1,552千円 H30 1,563千円 R1 1,783千円
これまでの主な 修繕・改修例	H23 空調設備 H26 トイレ設備	H27 空調設備 H27 外壁タイル H28 空調設備	H24 屋上防水 H27 屋上防水 H28 屋上防水	H21 空調設備

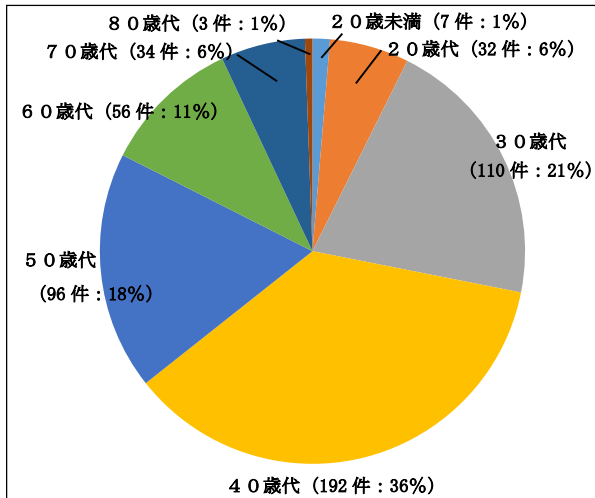
市民アンケート中間報告(保健センター分)

資料 4

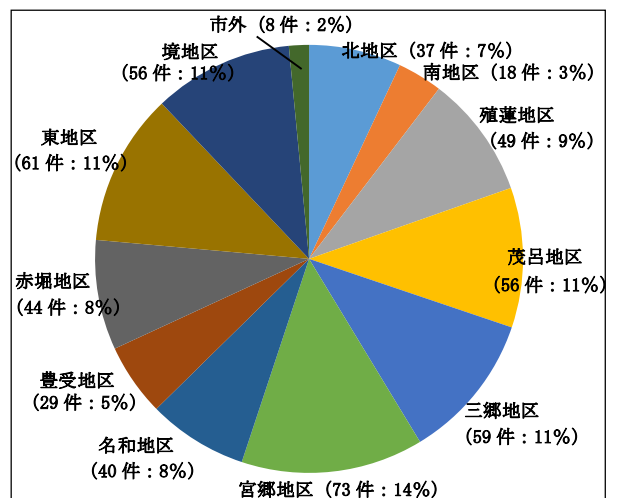
《令和3年5月24日からアンケート開始》

回答数:530人(6月7日現在)

1 あなたの年齢をお答えください。

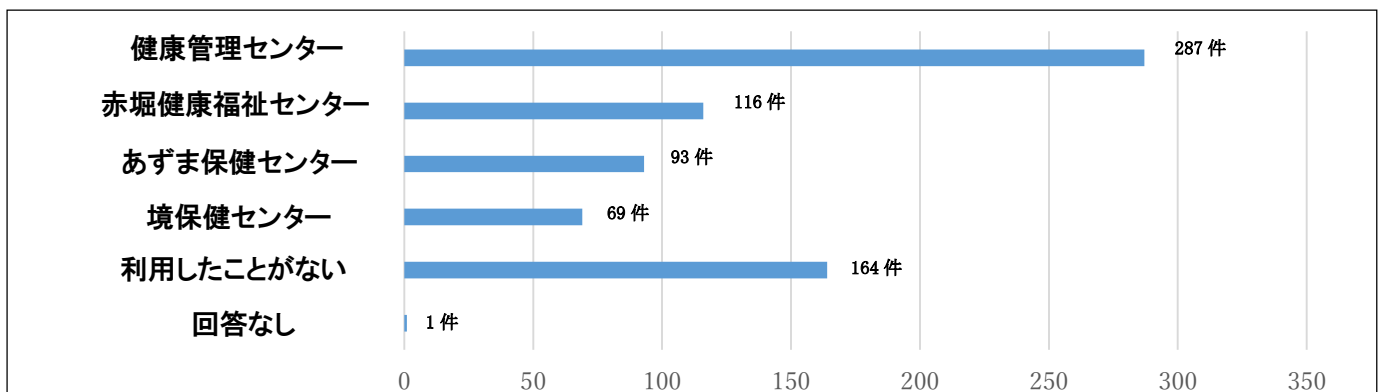


2 あなたの住んでいる地区をお答えください。

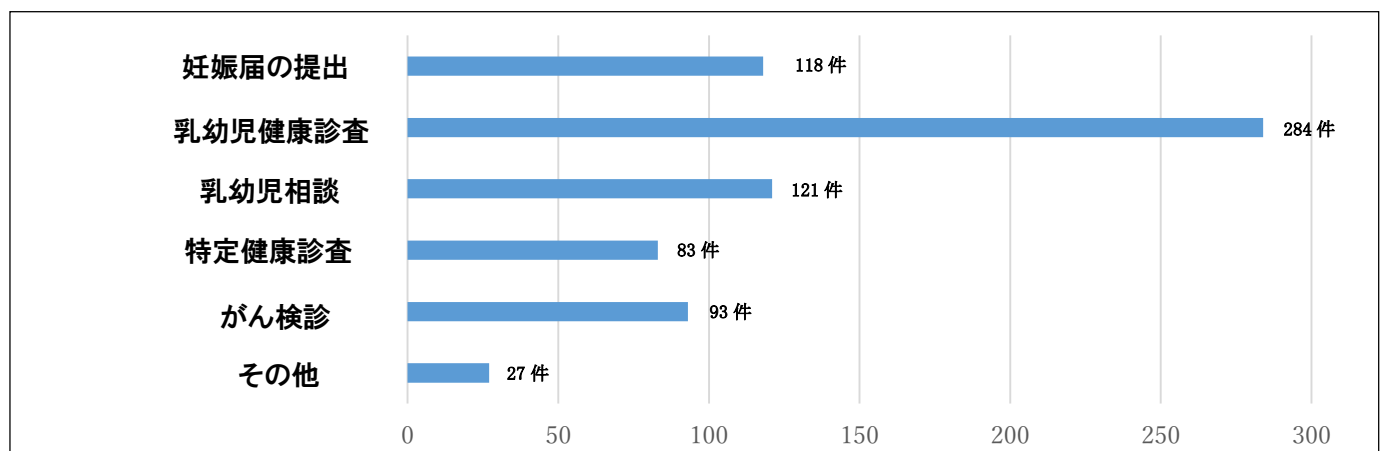


【保健センターの設問】

(1) あなたはこれらの施設を利用したことがありますか(複数回答可)



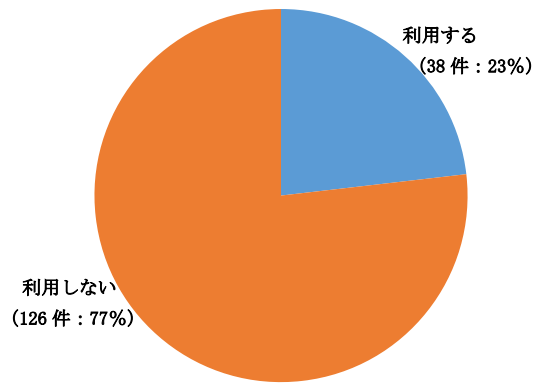
(2) あなたはどのような目的で施設を利用しましたか(複数回答可)



(3)〈設問(1)で「オ 利用したことがない」と回答した人〉

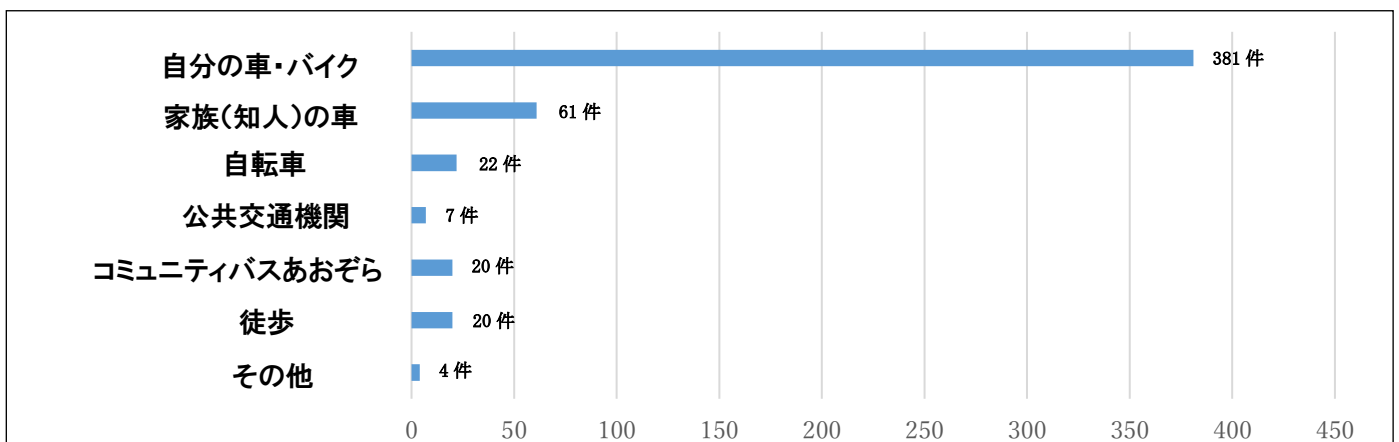
今後、あなたはこれらの施設を利用する予定はありますか

「利用する」が約2割、「利用しない」が約8割となった。



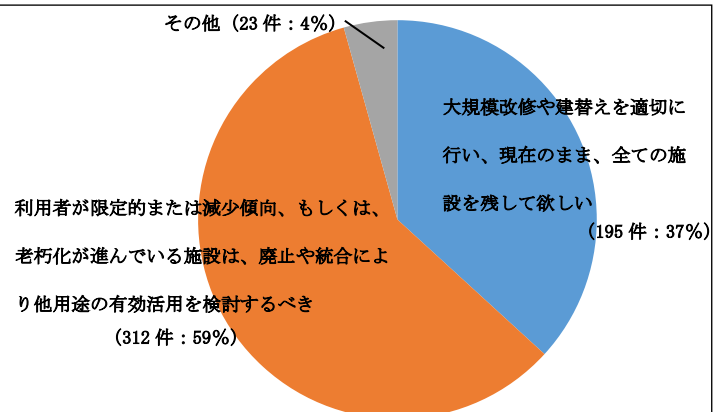
(4)〈設問(1)で「ア、イ、ウ、エ(利用したことがある)」または設問(3)で「ア 利用する」と回答した人〉

今後、あなたがこれらの施設を利用する場合、どのような交通手段を利用しますか(複数回答可)

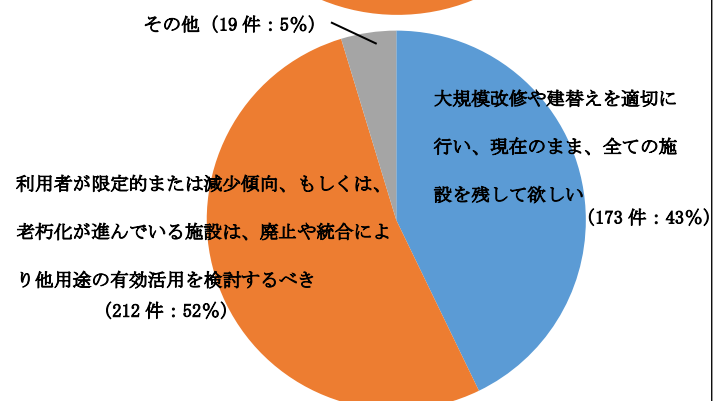


(5) 保健センターは各地区(合併前の旧市町村)にあります。建替え等に要する膨大な更新費用や将来の利用者数の減少などを考慮した場合、あなたはこれらの施設を統廃合や複合化により適正配置へ見直しを図ることについて、どのようにお考えですか

「大規模改修や建替えを適切に行い、現在のまま、全ての施設を残して欲しい」が約4割、「利用者が限定的または減少傾向、もしくは、老朽化が進んでいる施設は、廃止や統合により他用途の有効活用を検討すべき」が約6割となった。



このうち、(1)で「利用したことがある」、または(3)で「利用する」と回答した人のみに絞ると、「大規模改修や建替えを適切に行い、現在のまま、全ての施設を残して欲しい」が約4割、「利用者が限定的または減少傾向、もしくは、老朽化が進んでいる施設は、廃止や統合により他用途の有効活用を検討すべき」が約5割となった。



保健施設の行政コスト（維持管理費用等）比較表

（単位：千円）

			4 館体制 【現行の4 施設のまま】	2 館体制 【3 施設を1 施設に統合】	1 館体制 【4 施設を1 施設に統合】
			健康管理センター 赤堀保健福祉センター あずま保健センター 境保健センター	新保健センター (3,500㎡) + 赤堀保健福祉センター	新保健センター (3,900㎡)
延床面積			4,250㎡	5,547㎡	3,900㎡
行政 コスト 計 算	費用c	人にかかるコスト	306,281	308,186	299,483
		うち保健業務分	304,517	287,111	278,407
		物にかかるコスト	47,732	61,692	43,134
	収益d	施設に係る収益	30	30	30
	c-d	純行政コスト（年間）	353,983	369,848	342,587
年間利用人数			32,211人	45,500人	45,500人
利用者一人当たりコスト（円）			10,990円	8,129円	7,529円
備考				※新保健センターの建設費17億円は、減価償却費として耐用年数で割った1年分が「物にかかるコスト」に含まれています	※新保健センターの建設費19億円は、減価償却費として耐用年数で割った1年分が「物にかかるコスト」に含まれています

※4 館体制の場合、さらに老朽化が進みます。それぞれの施設で大規模改修を行うと「物にかかるコスト（減価償却費）」がさらに上乗せとなりコストが増加します。

※2 館体制の場合、赤堀保健福祉センターの老朽化が進みます。大規模改修を行うと「物にかかるコスト（減価償却費）」がさらに上乗せとなりコストが増加します。

※4 館体制の年間利用人数は、令和元年度の実績です。2 館、1 館体制の年間利用人数は子育て世代包括支援センター機能を拡充することで利用者が増加する見込人数です。

■ 施設統合に伴う業務機能等の変化

	主な業務内容	現行体制	⇒	2館体制	⇒	1館体制
		4つの保健センター		新保健センター 赤堀保健福祉センター		新保健センター
健康管理センター 職員：26人 ⇒新保健センター	保健業務	○	2人減員 (施設長) 【統合】 取壊し ※跡地利用	○	1人減員 (施設長) 【統合】	○
	子育て支援業務	○(1人体制)		○(6人体制)		○(6人体制)
	各種相談等	○		○		○
赤堀保健福祉センター 職員：11人 (うち再任用職員1人)	保健業務	○	【統合】 ※用途変更	○	【統合】 ※用途変更	×
	子育て支援業務	×		×		×
	各種相談業務	○		○		○(赤堀支所)
あずま保健センター 職員：5人	保健業務	×	【統合】 取壊し ※跡地利用	×	【統合】 取壊し ※跡地利用	×
	子育て支援業務	×		×		×
	各種相談等	○		○(あずま支所)		○(あずま支所)
境保健センター 職員：6人 (うち再任用職員1人)	保健業務	×	【統合】 取壊し ※跡地利用	×	【統合】 取壊し ※跡地利用	×
	子育て支援業務	×		×		×
	各種相談等	○		○(境支所)		○(境支所)

※用途変更：赤堀保健福祉センター移転後の施設には赤堀図書館や赤堀歴史民俗資料館などを移設することを検討する。

※跡地利用：健康管理センター、あずま保健センター、境保健センター移転後の跡地については、支所及び近隣公共施設の駐車場としての利用や民間への貸与等について検討する。

⇒公共施設全体の総量削減と最適化が進む

■保健施設の体制別のメリット・デメリット

		【2館体制：現行体制拡充型】 新保健センター（保健・子育て） 赤堀保健福祉センター（保健）	【1館体制】 新保健センター（保健・子育て）
メリット	利用者	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健サービスは現行も2館体制で実施されているため、来所に当たっての距離や時間にあまり変化が生じない。 施設が複数あるため、健康診査等を受診するに当たり期日や会場を変更しやすい。 赤堀地区住民にとっては身近な会場で受診できるなど、利便性が維持される。 	<ul style="list-style-type: none"> 1つの拠点施設から情報発信されるため、全市民が適切な内容を同時期に得られる。 1つの拠点施設から情報発信されるため、問い合わせに対して差のない適切な回答を得られる。 全ての利用者が最新の施設や設備において、充実した保健や子育て支援のサービスを受けられる。 専門職が集約され、子供から高齢者まで健康に関する様々な相談ができ、質の高い多様な保健や子育てに関するサービスを受けられる。 中心市街地に拠点施設が整備され、市域全体からアクセスしやすい。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健サービスは現行も2館体制で実施されているため、健康診査等に当たっての職員体制を組みやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の開催に当たって、職員体制が充実する。 統合後の赤堀保健福祉センター施設については、別の用途に有効活用を図ることができる。 乳幼児健康診査の日程を集約することで、医師等の確保がしやすくなる。 健康診査の結果等に関して職員間で情報共有しやすくなる。
デメリット	利用者	<ul style="list-style-type: none"> 新保健センターにだけ子育て世代包括支援センターが整備されるため、一部の利用者にとって不利益が生じる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤堀地区住民は、乳幼児健康診査を受診する際に移動距離が長くなる。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 赤堀保健福祉センターの利用が赤堀地区住民に偏ることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が同一職場で異動がないことから、組織の活性化が図りづらい。

伊勢崎市保健施設のあり方に関する意見（案）

令和3年6月

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会
「保健施設」のあり方に関する意見（案）

伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会は、5月20日、6月10日の2回にわたり会議を開催し、現地視察をはじめ、コスト計算による比較分析や市民アンケート結果など様々な資料の分析を通じて対象施設の今後のあり方を検討してきました。

まずは、保健施設（伊勢崎市健康管理センター、同赤堀保健福祉センター、同あずま保健センター及び同境保健センター）のあり方について、以下の点に留意しながら検討を行い、意見（案）をまとめました。

【検討に当たっての留意点】

- 1 利用者にとっての機能の充実と利便性の向上
- 2 行政にとっての適正な職員配置とコストの削減
- 3 将来に向けての公共施設の有効活用

保健施設のあり方に関する意見（案）

4つの保健施設を新保健センターに統合すること

赤堀保健福祉センター施設を有効活用することが、最適策である。

施設の統合は、一部の利用者にとっては移動の距離や時間が長くなるというマイナス面の状況も生まれますが、これまで以上に乳幼児健康診査や各種相談等のスペースを確保できるとともに、子育て世代包括支援センターの機能も拡充されます。

行政改革の面では、子育て世代包括支援センターへの新たな職員配置が見込まれるものの、一方では保健業務に関わる職員の削減や、施設の維持管理経費の圧縮を実現できます。

さらに、市民アンケートにおける回答者の約6割が施設の統合に理解を示しているとおり、公共施設の総量の最適化が望ましく、将来的なコストの削減につながります。

※子育て世代包括支援センター：子育てに関する相談、遊び場や一時預かりを行う施設

【付帯意見】

- ・赤堀保健福祉センターは、統合に伴い施設の大部分に余剰スペースが生じるため、赤堀図書館や赤堀歴史民俗資料館などを移設し、複合的に活用すること。
- ・施設の統合に伴い、来所に当たり移動が困難になる人への対応を検討すること。

参考資料

■ 施設の現状

保健施設は現在、4施設が稼働していますが、赤堀保健福祉センター以外の施設は、建築後35年以上が経過し老朽化が激しく、修繕などの維持管理費も増加傾向にあります。また、施設の機能や付帯する設備などにおいても多様化する市民ニーズに対応できない状況であることや健康管理センター内に設置されている子育て世代包括支援センターにおいては、規模的にも機能的にも大きな制約があるため、子育て世代包括支援センターの本来業務を円滑に遂行するには厳しい施設環境下にあります。

	健康管理 センター	赤堀保健福祉 センター	あずま保健 センター	境保健 センター
所在地	連取町1155	西久保町二丁目 123-1	東町2670-4	境637
構造・階数	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平家建て	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
総延床面積	1,052.42㎡	2,046.97㎡	554.04㎡	596.73㎡
建築年月 ()は令和3年 6月現在	昭和56年3月 (築40年)	平成14年3月 (築19年)	昭和59年8月 (築36年)	昭和56年3月 (築40年)
利用者数 (平成29～ 令和元年度)	H29 15,249人 H30 15,080人 R1 14,870人	H29 9,430人 H30 10,866人 R1 10,537人	H29 5,437人 H30 5,343人 R1 3,677人	H29 5,832人 H30 5,520人 R1 3,127人
維持管理費 (平成29～ 令和元年度)	H29 10,422千円 H30 10,678千円 R1 11,537千円	H29 9,550千円 H30 9,831千円 R1 10,530千円	H29 3,110千円 H30 3,040千円 R1 3,194千円	H29 1,552千円 H30 1,563千円 R1 1,783千円
これまでの主な 修繕・改修例	H23 空調設備 H26 トイレ設備	H27 空調設備 H27 外壁タイル H28 空調設備	H24 屋上防水 H27 屋上防水 H28 屋上防水	H21 空調設備

■ コスト計算

1 館体制への統合と子育て支援の強化により、託児室などの新たなスペースと職員配置が発生しますが、統廃合のスケールメリットにより、施設の延床面積と保健業務に関わる職員の人件費をそれぞれ削減することができ、純行政コストの削減につながります。また、子育て支援の充実により、施設の年間利用人数も増加することで、利用者一人当たりのコストを削減することができます。

(単位：千円)

			4 館体制 【現行の4施設のまゝ】	2 館体制 【3施設を1施設に統合】	1 館体制 【4施設を1施設に統合】
			健康管理センター 赤堀保健福祉センター あずま保健センター 境保健センター	新保健センター (3,500㎡) + 赤堀保健福祉センター	新保健センター (3,900㎡)
延床面積			4,250㎡	5,547㎡	3,900㎡
行政 コスト 計算	費用c	人にかかるコスト	306,281	308,186	299,483
		うち保健業務分	304,517	287,111	278,407
		物にかかるコスト	47,732	61,692	43,134
	収益d	施設に係る収益	30	30	30
	c-d	純行政コスト（年間）	353,983	369,848	342,587
年間利用人数			32,211人	45,500人	45,500人
利用者一人当たりコスト（円）			10,990円	8,129円	7,529円
備考				※新保健センターの建設費17億円は、減価償却費として耐用年数で割った1年分が「物にかかるコスト」に含まれています	※新保健センターの建設費19億円は、減価償却費として耐用年数で割った1年分が「物にかかるコスト」に含まれています

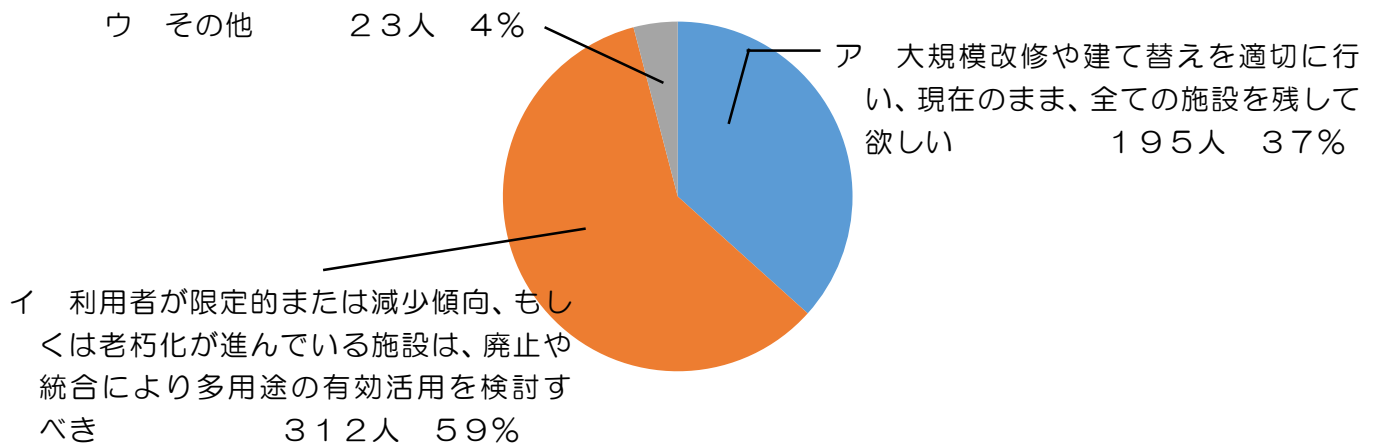
※4 館体制の場合、さらに老朽化が進みます。それぞれの施設で大規模改修を行うと「物にかかるコスト（減価償却費）」がさらに上乗せとなりコストが増加します。

※2 館体制の場合、赤堀保健福祉センターの老朽化が進みます。大規模改修を行うと「物にかかるコスト（減価償却費）」がさらに上乗せとなりコストが増加します。

※4 館体制の年間利用人数は、令和元年度の実績です。2 館、1 館体制の年間利用人数は子育て世代包括支援センター機能を拡充することで利用者が増加する見込人数です。

■市民アンケート（中間報告）

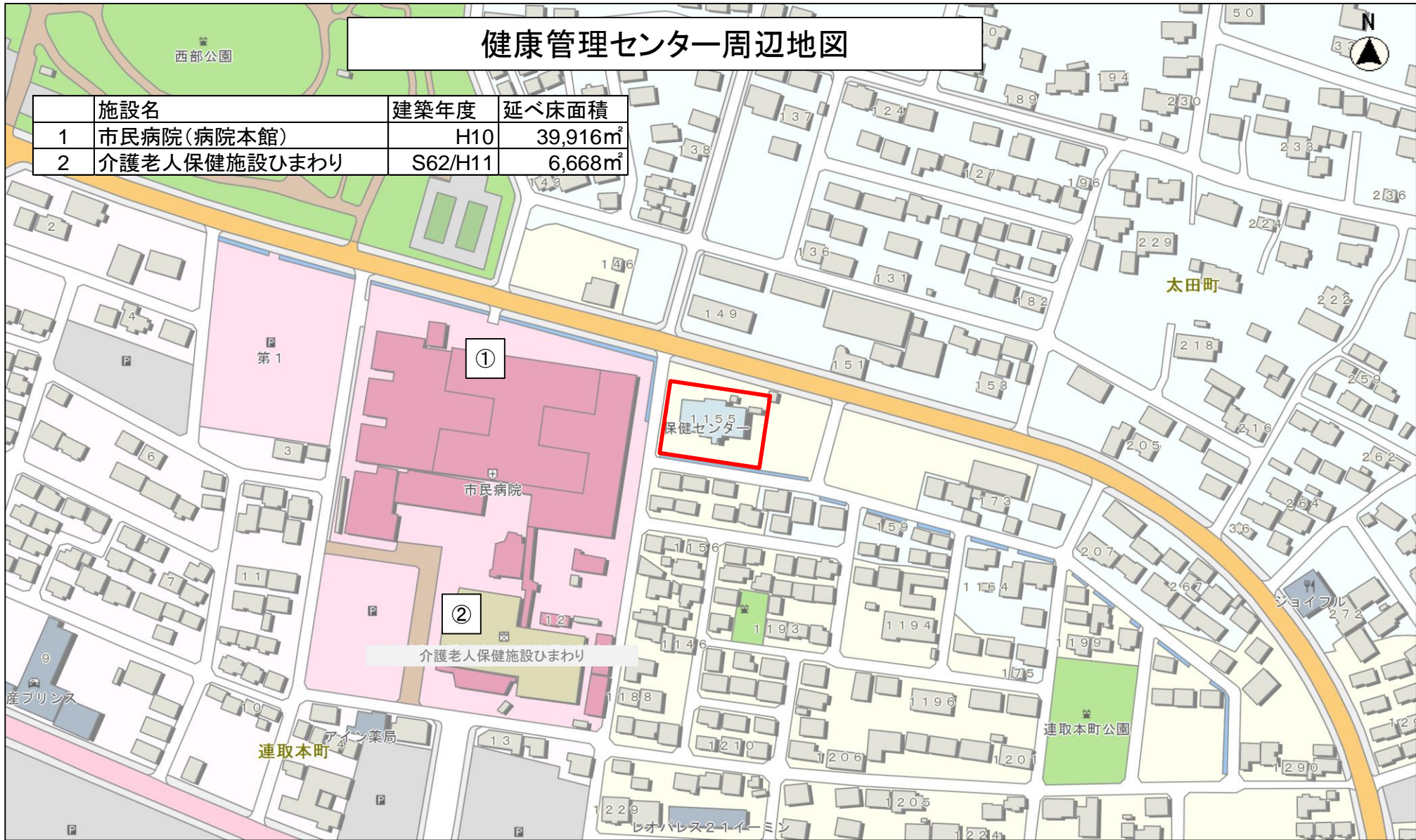
設問：保健センターは各地区（合併前の旧市町村）にあります。建替え等に要する膨大な更新費用や将来の利用者数の減少などを考慮した場合、あなたはこれらの施設を統廃合や複合化により適正配置へ見直しを図ることについて、どのようにお考えですか。 の設問に対し



となっている。

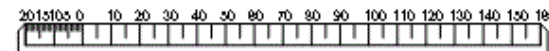
健康管理センター周辺地図

	施設名	建築年度	延べ床面積
1	市民病院(病院本館)	H10	39,916m ²
2	介護老人保健施設ひまわり	S62/H11	6,668m ²



100

縮尺 1 : 2500



その他

赤堀保健福祉センター周辺地図

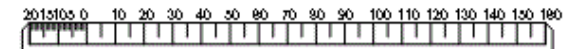


	施設名	建築年度	延べ床面積
1	赤堀支所	S47	2,607㎡
	赤堀支所(別棟)	H5	329㎡
	変電所	H29	25㎡
2	赤堀公民館	S53	1,957㎡
		H12	183㎡
3	赤堀公民館分館	S53	256㎡
4	赤堀歴史民俗資料館	S59	1,140㎡
5	赤堀芸術文化プラザ(赤堀図書館)	H2	2,581㎡
6	赤堀体育館	S55	1,893㎡
7	赤堀剣道場	S47	313㎡
8	赤堀児童館	S59	400㎡
9	あかぼり幼稚園	S51	828㎡
		H4	131㎡
10	赤堀小学校(校舎)	S44	3,699㎡
		S54	1,082㎡
		H15	1,027㎡
11	赤堀草倉住宅(4棟)	S54	844㎡
		S45	合計571㎡

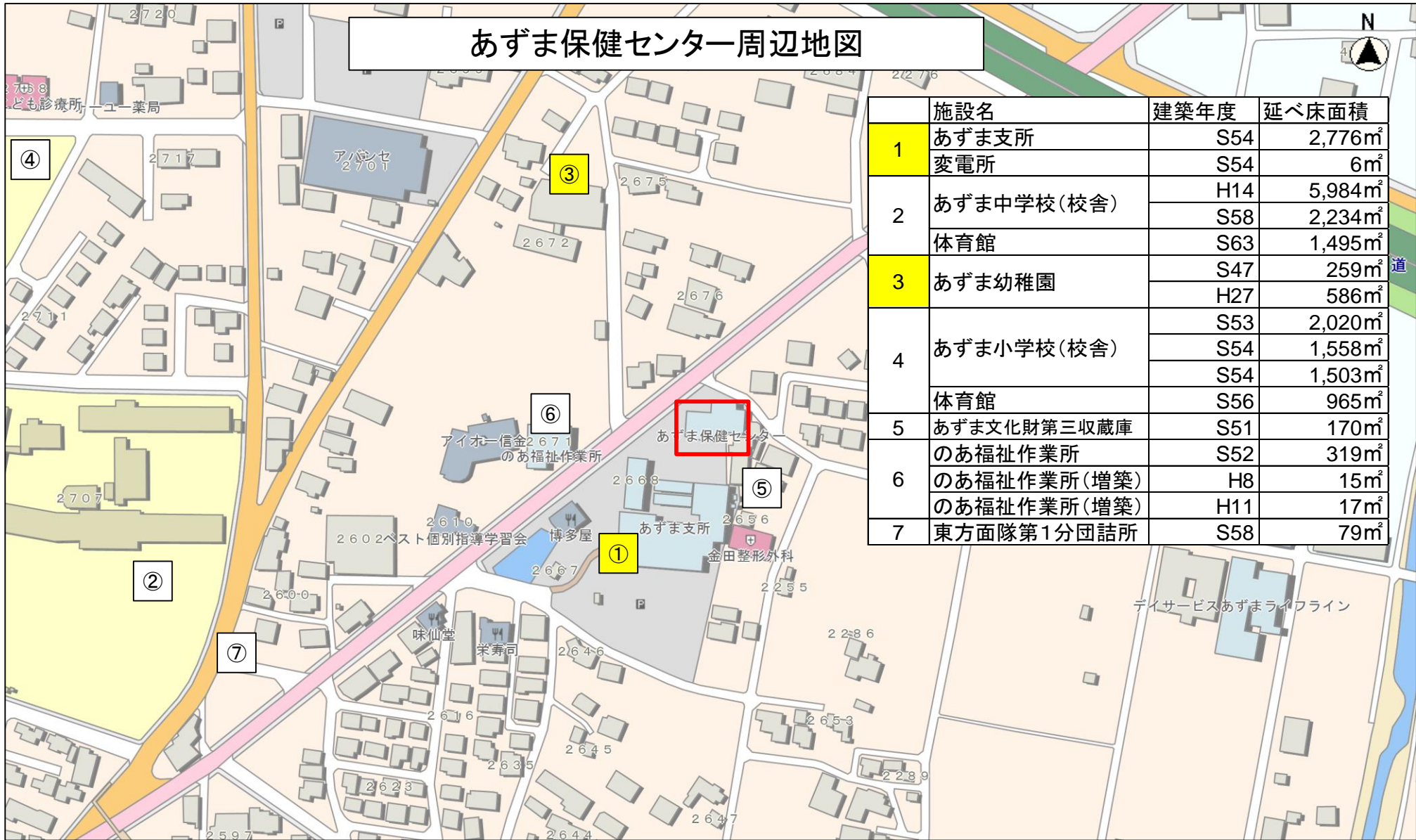


■ 5年以内に大規模改修、長寿命化のための改修、建替、を予定しているもの

縮尺 1 : 2500



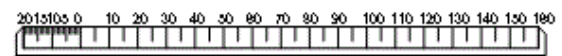
あずま保健センター周辺地図



	施設名	建築年度	延べ床面積
1	あずま支所	S54	2,776㎡
	変電所	S54	6㎡
2	あずま中学校(校舎)	H14	5,984㎡
		S58	2,234㎡
3	あずま幼稚園	S63	1,495㎡
		S47	259㎡
4	あずま小学校(校舎)	H27	586㎡
		S53	2,020㎡
		S54	1,558㎡
5	あずま小学校(校舎)	S54	1,503㎡
	体育館	S56	965㎡
5	あずま文化財第三収蔵庫	S51	170㎡
6	のあ福祉作業所	S52	319㎡
	のあ福祉作業所(増築)	H8	15㎡
	のあ福祉作業所(増築)	H11	17㎡
7	東方面隊第1分団詰所	S58	79㎡

5年以内に大規模改修、長寿命化のための改修、建替、を予定しているもの

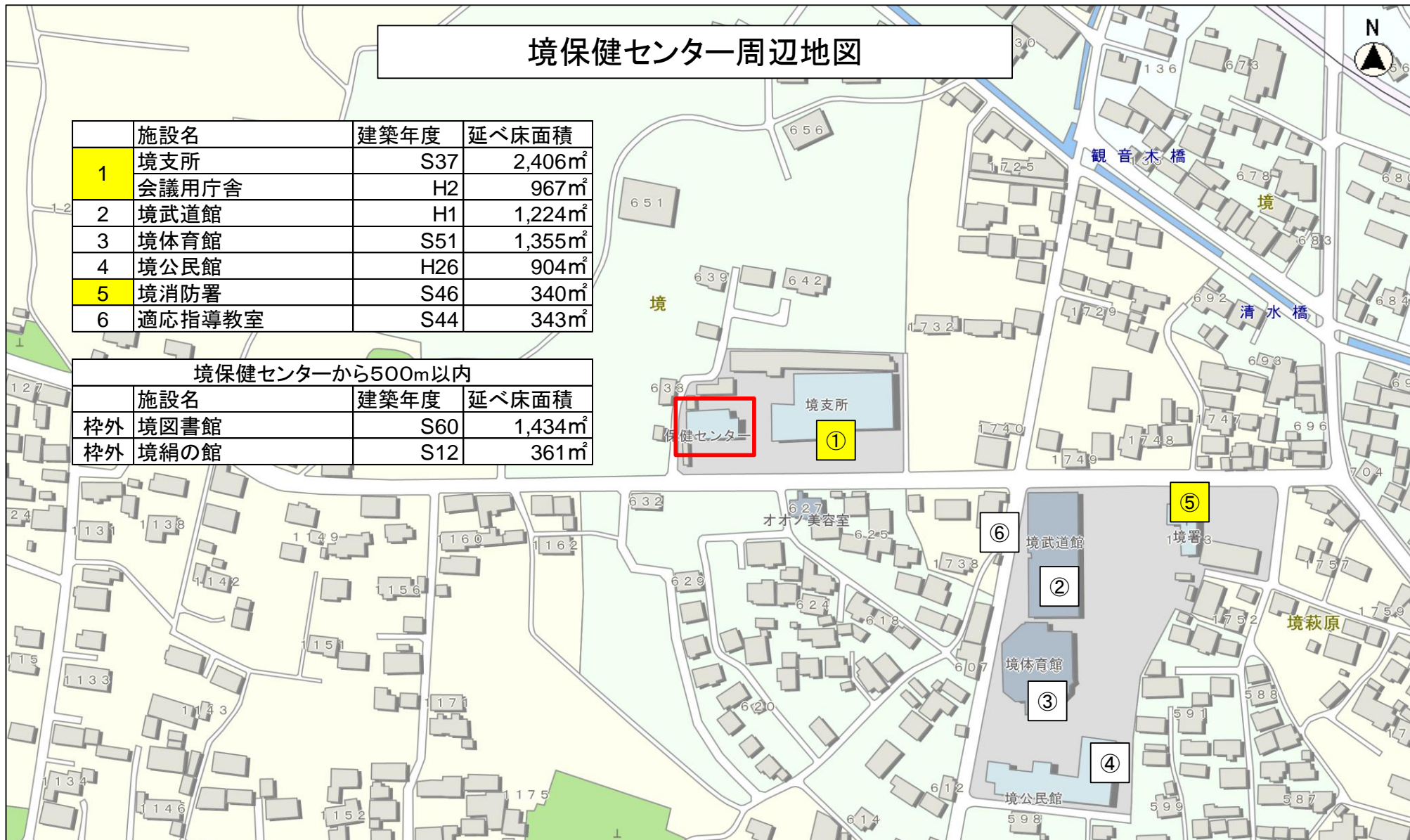
縮尺 1 : 2500



境保健センター周辺地図

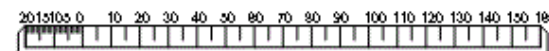
	施設名	建築年度	延べ床面積
1	境支所	S37	2,406m ²
	会議用庁舎	H2	967m ²
2	境武道館	H1	1,224m ²
3	境体育館	S51	1,355m ²
4	境公民館	H26	904m ²
5	境消防署	S46	340m ²
6	適応指導教室	S44	343m ²

境保健センターから500m以内			
	施設名	建築年度	延べ床面積
枠外	境図書館	S60	1,434m ²
枠外	境絹の館	S12	361m ²



5年以内に大規模改修、長寿命化のための改修、建替、を予定しているもの

縮尺 1 : 2500



公共施設位置図

■ 保健施設

■ プール

■ 入浴施設(市営)

■ 5年以内に大規模改修等または建替予定施設



大規模改修等または建替を予定している施設一覧

	施設名	建築年度	延べ床面積
1	児童センター(本館)	S54	760㎡
	児童センター(科学館)	S54	685㎡
2	市民プラザ(本館)	H1	3,613㎡
3	豊受公民館	S47	495㎡
4	隣保館(本館1)	S51	266㎡
5	うえはす福祉作業所	S57	405㎡
6	あかねの館福祉作業所	H4	201㎡
7	いせさき聖苑	S62	4,050㎡
8	清掃リサイクルセンター21(工場棟)	H11	19,412㎡
9	市民体育館(本館)	S54	8,888㎡
10	野球場(照明灯)	H9	—
11	あずまスタジアム(スコアボード)	H6	—
12	庭球場(コート)	H23	—
13	あずま総合運動場(照明灯)	S54	—
14	子供のもり公園伊勢崎(管理棟(まゆドーム・外部トラス))	H7	—
15	茂呂クリーンセンター(処理棟)	H7	2,562㎡
16	名和小学校(校舎)	S47	1,643㎡
	名和小学校(体育館)	S53	891㎡
17	境采女小学校(校舎)	S46	3,488㎡
	境采女小学校(校舎)	H4	1,093㎡
	境采女小学校(体育館)	S61	1,100㎡
18	第三中学校(校舎)	S46	3,659㎡
	第三中学校(校舎)	S48	2,286㎡
	第三中学校(体育館)	S50	1,484㎡
19	三郷小学校(校舎)	S48	2,901㎡
	三郷小学校(体育館)	S58	900㎡
20	境東小学校(校舎)	S48	1,522㎡
	境東小学校(校舎)	S50	1,237㎡
21	殖蓮小学校(校舎)	S48	3,879㎡
22	境剛志小学校(校舎)	S48	1,415㎡
	境剛志小学校(校舎)	S54	2,072㎡
23	境小学校(校舎)	S50	1,467㎡
	境小学校(体育館)	S57	1,008㎡